

CHINA BUSINESS MONTHLY

2024 年 12 月号



本誌電子版

Contents

巻頭特集

【特集：シン・中国経済論 第4回】

景気刺激策躊躇の裏に「四兆元」のトラウマ

P 1

みずほ銀行 中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

中国マクロ経済

中国は「バズーカ」を放ったのか

習近平政権による直近の経済対策を評価する

P 6

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム 主任エコノミスト 月岡 直樹

中国産業政策

中国のスマート養老の発展現状と将来展望

高齢化に立ち向かうデジタルイノベーションの成果と課題

P12

みずほ銀行 中国営業推進部 特別研究員 Ph.D. 邵 永裕

実務トピックス

中国労働法における降格・減給問題

降格や賃金を下げられないとの日系企業の誤解

P20

上海蘭璽人材諮詢公司 総経理 弁護士 向井 蘭

ご紹介特集

国家級開発区・天津西青経済技術開発区（XEDA）ご案内

Xiqing Economic -Technological Development Area in Tianjin（XEDA）

P28

天津西青経済技術開発区 日本事務所

2024年12月

チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス

● 赤文字：今月号で取り上げるトピックス ● 青文字：今後注目したいトピックス ● 紫文字：直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・半導体 ・過剰生産 ・インバウンド ・新質生産力 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・一帯一路 ・三中全会 ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI ・ シルバー経済 ・標準化推進 ・グリーン金融 ・環境規制 ・スマート製造 ・データ管理 ・新型都市化 ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車(EV) / 電池 ・改正会社法 ・ 人事労務 ・不正防止 ・事業再編		
※1 集団学習	・マルクス主義の中国化・時代化の新境界の開拓(第6回2023/6) ・軍事管理の強化(第7回2023/7) ・全面的に厳格な党内管理体系の健全化(第15回2024/6) ・現代的国境、海空域防衛力の整備の強化(第16回2024/7)	・新たな発展構造の構築(第2回2023/1) ・基礎研究の強化(第3回2023/2) ・WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコントロール能力の向上(第8回2023/9) ・ 新質生産力(新しい質の生産力)と高品質な発展の推進 (第11回2024/1)	・教育強国建設の加速(第5回2023/5) ・中華民族共同体意識の強化(第9回2023/10) ・涉外法制度の構築の強化(第10回2023/11) ・ 新エネルギー技術とエネルギー安全(第12回2024/2) ・質の高い雇用の促進(第14回2024/5) ・ 文化強国建設(第17回2024/10)
※2 パブコメ	・監査法(9/13~10/12) ・ 全国人民代表大会と地方各級人民代表大会代表法(修正案)(11/8~12/7)	・マネーロンダリング防止法(修正案)(9/13~10/12) ・ 民営経済促進法(10/10~11/8) ・海商法(11/8~12/7)	・資源法(9/13~10/12) ・ 仲裁法(11/8~12/7) ・ 科学技術普及法(11/8~12/7)
主な公表済政策等	・ 反スパイ法(23/7/1施行) ・国家秘密保護法(2/27) ・国务院組織法(3/11) ・国家安全機関行政法執行手続規定(4/26公布、7/1施行) ・国家安全機関刑事事件処理手続規定(4/26公布、7/1施行) ・第20期三中全会コミュニケ(7/18) ・ 改革の更なる全面深化と中国式現代化の推進に関する決定(7/21) ・国家秘密保護法实施条例(7/22公布・9/1施行)	・ 会社法(23/12/29公布、24/7/1施行) ・ シルバー経済の推進と高齢者福祉の向上の意見(1/11) ・外資誘致・利用の強化に関する行動計画(3/19) ・公平競争審査条例(6/13公布・8/1施行) ・会社法登録資本登記管理制度の実施規定(7/1施行) ・ 24年版外商投資ネガティブリスト(9/8公布、11/1実施) ・医療分野の開放に関する試験的拡大の通知(9/8) ・デュアルユース品目輸出管理条例(10/19) ・ 養老サービス消費のさらなる促進により高齢者の生活品質の向上に関する若干措置(10/31) ・ 不動産市場の安定的かつ健康的な発展の促進に関する税收政策(11/12) ・デュアルユース輸出管理リスト(11/15) ・輸出税金還付の調整に関する公告(11/15) ・ 対外貿易の安定発展の促進に関する若干措置(11/19)	・ データの越境移転の規範と促進(3/22) ・データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第二版）(3/22) ・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第二版）(3/22) ・国务院2024年立法計画(5/9) ・2024~2025省エネ低炭素化行動プラン(5/29) ・外国人の宿泊の利便化の若干措置(7/1) ・新型都市化戦略5年計画(7/31) ・ 法定定年年齢の段階的延長の決定(9/13) ・インターネットデータ安全管理条例(9/30) ・公共データの開放と利用を加速する意見(10/9) ・ 2025年祝祭日に関する国务院の通知(11/12) ・ 全国の祝祭日及び記念日の休暇法(11/12)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部門から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載

【特集：シン・中国経済論 第4回】

景気刺激策躊躇の背景に「四兆元」のトラウマ 「鉄公基」から新型インフラへ

みずほ銀行 中国営業推進部

上席主任研究員 細川 美穂子 : mihoko.hosokawa@mizuho-bk.co.jp

はじめに

2024年11月8日に閉幕した14期全人代常務委員会第12回会議は、24年末地方政府債務限度額を29.52兆元から6兆元増やし35.52兆元とする「地方政府債務限度額を増やし隠れ債務に置き換える国务院議案」を承認した^{※1}。債務の置き換えは地方政府債務対策としての成長安定化には寄与するものの、経済成長に弾みをつける景気刺激策は、今後に含みを持たせつつも打ち出されなかった。当局が大型景気刺激策を躊躇うのはなぜなのか。

1. 景気刺激策に慎重となるに至った経緯

(1) 08年金融危機時「四兆元刺激策」で成長維持も、過剰生産力や地方債務問題などの副作用

景気刺激策といえば08年9月のリーマンショックを契機として発生した金融危機時に打ち出されたいわゆる「四兆元景気刺激策」が挙げられる。当時の名目GDPの13%に上る規模の財政支出等により、実質GDP成長率は08年の9.7%、09年の9.4%から10年には10.6%と二桁成長を回復した^{※2}。

しかし、この政策は後に過剰生産能力や地方債務問題などの副作用をもたらし、15年12月には供給サイド構造改革の名の下に「三去一降一補＝過剰生産能力・不動産在庫の解消・金融リスクの防止と解消（三去）、企業のコスト引き下げ、有効供給の拡大（一降、一補）」の方針が打ち出されることとなった^{※3}。このうち過剰生産能力に関しては16年に

※1 人民日報 24年11月9日「全国人民代表大会财政经济委员会关于《国务院关于提请审议增加地方政府债务限额置换存量隐性债务的议案》的审查结果报告」

http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-11/09/nw.D110000renmrb_20241109_4-04.htm

※2 03-07年実質GDP成長率10.0%、10.1%、11.4%、12.7%、14.2%。

※3 中国政府網 15年12月21日「中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话（中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话）」

http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/21/content_5026332.htm

は鉄鋼^{※4}、石炭業では、3～5 年間をかけ過剰生産能力を解消する目標を設定した。

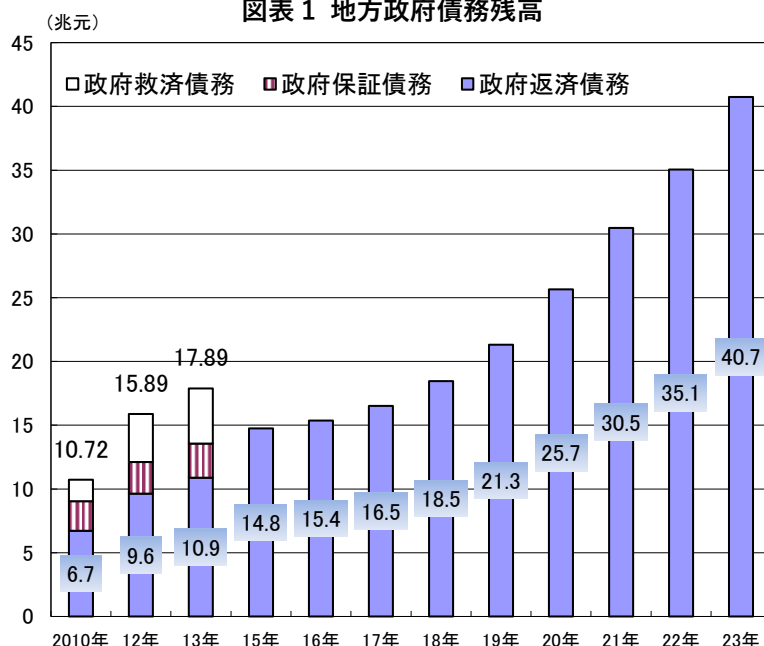
なお、「過剰生産能力」については 23 年 12 月の中央経済工作会议でも言及された^{※5}。12～18 年の同会議において 7 年連続で言及していたものの 19～22 年には言及がなく、5 年ぶりの登場である。工業信息部の会議でも、「鉄鋼セメント板ガラスの新規生産能力を厳しく抑制する」としたほか、「過剰生産能力業界に対する規範的指導を強化」するとした。文書で名指しはされていないものの、ここでの「業界」は新興産業を指していると考えられ、例えば自動車動力電池の生産能力利用率は 22 年の 51.6% から 23 年には 41% に低下した可能性、太陽光パネルや動力電池の原材料になる炭酸リチウム価格がすでに暴落したとの国内報道もなされている[※]

6。

地方債務問題（図表 1）についても 10 年代を通じて、債務の債券への置き換え、地方政府融資平台（LGFVs = local government financing vehicles インフラ建設の受け皿となる地方政府関連会社）の財務状況や元利払い能力の審査強化など、地方政府債務抑制に向けた取り組みが続けられた。

当局は「四兆元景気刺激策」の実施以降、10 年代を通じてその副作用、後遺症に悩まされ、これがトラウマのようになって、以降の財政政策や景気刺激策への姿勢を慎重化させることとなった。

図表 1 地方政府債務残高



（注）2010 年と 12 年以降とは、調査対象範囲が異なる。13 年は 6 月末。15 年以降政府返済債務のみ
政府返済債務：政府が償還責任を有する債務
政府保証債務：政府が担保責任を履行しなければならない債務
政府救済債務：債務者に償還困難があった際、政府が一定の救済責任を引受ける可能性ある債務
（資料）審計署「全国政府性債務審計結果（2013 年 12 月 30 日）」、財政部、CEIC

(2) 35 年まで実質 GDP 年平均+4.6%(24-35 年平均)成長で「倍增目標」は達成可

大型の景気対策に慎重となる背景に、潜在成長率の低下を受け入れる当局の姿勢もある

※4 人民網 16 年 1 月 7 日「李克強：綜合施策 標本兼治 以結構性改革促進困難行業脫困發展（李克強：綜合的に施策、表面に現れた症状も病根も治療 構造改革で業種の困苦を脱し發展させる）」
<http://politics.people.com.cn/n1/2016/0107/c1024-28026794.html>

※5 人民日報 23 年 12 月 13 日「中央經濟工作会议在北京举行（中央經濟工作会议を北京で举行）」
http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2023-12/13/nw.D110000renmrb_20231213_1-01.htm

※6 財新週刊 23 年 49 期「2024 如何以進促穩、先立後破」

と考えられる。14 次五か年計画策定時に言及された「35 年に 20 年比倍増」^{※7}を目指す政策の下、経済総量（GDP）倍増達成のために求められる実質 GDP 成長率は 20～35 年の 15 年で年平均+4.7%である。08 年北京夏季五輪や 10 年上海万博当時の二桁成長時代、高度成長期からは明らかな低下を想定している。

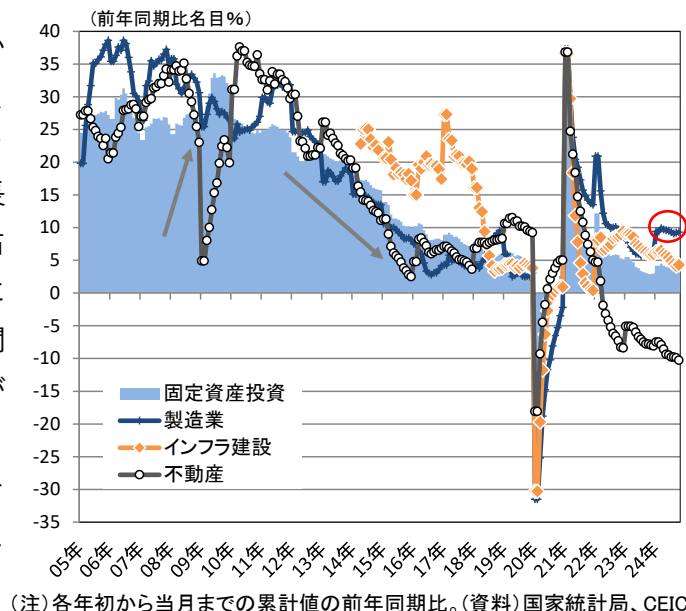
20～23 年実質 GDP 成長率実績は平均+5.5%であり、残りの 12 年間は平均+4.6%で達成可能となる計算である。24 年 1～9 月平均は+4.8%で、「35 年までに倍増」目標達成に必要な年平均成長率を上回る水準である。この状況下で当局は大規模且つ副作用を伴うような景気刺激策採用を迫られていないと認識できる。

2. 固定資産投資の重点：伝統的なインフラ建設から新型インフラへと移行

(1)不動産依存時代の終焉

「四兆元景気刺激策」実施当時、財政政策だけでなく金融政策も大幅な緩和策が採られたことから、余剰資金が不動産に流入し、不動産は価格・取引量ともに大きく拡大、不動産主導型の経済成長が続いた（図表 2）。GDP 統計に占める不動産の比率は 20 年に 7.2%、23 年は 5.8%であるが、関連産業も含め「GDP の二～三割が不動産関連」と一般にいわれる^{※8}。不動産業界が過熱し価格高騰を招来、バブル化懸念^{※9}も台頭したことから、16 年に「家は住むための

図表 2 固定資産投資



※7 20 年 10 月、五中全会において習近平総書記が「2035 年に経済総量（GDP）或いは一人当たり収入を倍増させることは完全に可能（到 2035 年实现经济总量或人均收入翻一番，是完全有可能的）」と説明。20 年比倍増＝年平均+4.7%成長を意味する。新華社 20 年 11 月 3 日「关于《中共中央关于制定国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标的建议》的说明」

http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-11/03/c_1126693341.htm

※8 固定資産投資総額に対する不動産業投資比率は 20 年 27%、24 年（1-10 月）20%。

※9 郭樹清銀保監会主席（当時）は 20 年 10 月刊行《<中共中央关于制定国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标的建议>辅导读本》中の署名文章《完善现代金融监管体系》で「目前，我国房地产相关贷款占银行业贷款的 39%，还有大量债券、股本、信托等资金进入房地产行业。可以说，房地产是现阶段我国金融风险方面最大的“灰犀牛”（我が国不動産関連貸出は銀行業貸出の 39%を占め、他に大量の債券、株式、信託等資金が不動産業に流入。不動産は現段階の我が国金融リスク面における最大の灰色の犀である）」と論述。<http://money.people.com.cn/n1/2020/1201/c42877-31950958.html>

もので投機のためのものではない（房住不炒）」^{※10} との概念が提起されたのに続き、コロナ期間中の金融緩和環境下にあった 20 年 8 月には不動産企業の資金調達規制審査基準を厳格化する「三つのレッドライン」が導入された。この政策導入に踏み切った当局としては、不動産市場の過熱を放置することで起きかねない「バブル崩壊」防止、ひいては金融リスクの防止・解消が強く念頭にあり、不動産市場の調整は当局の政策主導によるものであったと評価できる。

不動産市場調整期がコロナ期間中と重なり、市場調整が長引きかつ深いものとなったことを受け、当局は 22 年 11 月以降、不動産市場支援策を打ち出す方向に転じているが、市場の過度の落ち込みを緩和する政策との位置づけであり、かつてのような不動産に過度に依存した発展モデルに回帰することを意図してはいないと考えられる。

(2) 固定資産投資構造の変化

「四兆元景気刺激策」で行われたインフラ建設は「鉄公基（铁路公路基础设施＝鉄道、道路、インフラ設備）」と呼ばれる鉄道、道路、空港、港湾、水利施設などの建設プロジェクトが主体であった。近年のインフラ建設投資の重点はデジタル化、スマート化などの科学技術をより重視する①情報基礎ネットワーク整備、②融合インフラ高度化、③イノベーションインフラ等^{※11} の「新型インフラ」に移行している。

(3) 「新たな質の生産力」

「新型インフラ」以外に、高付加価値化や「科学技術の自立自強」のための投資も急務となっている。所得向上や人口減少に伴い低付加価値、労働集約型の経済発展モデルが終焉を迎えた中国経済は、これまで成長を牽引した不動産依存の低下に、米中対立に伴う先進半導体技術制限など「外部からの抑え込み」も加わっている。

「新たな質の生産力」は習近平総書記が 23 年 9 月黒龍江省視察時に初めて提起し、24 年 3 月全人代（全国人民代表大会）で議論された。「新エネルギー、新素材、先進製造、電子情報などの戦略的新興産業、未来産業育成、新たな質の生産力形成加速、発展の新たな原動力強化の必要性」を強調した。

「新たな質の生産力」とは、かつて産業革命で紡績機や蒸気機関が生産力を飛躍的に拡大させ、従来の生産や生活方式を覆したのと同様、人工知能（AI）や自動運転技術のよう

※10 中国政府網 16 年 12 月 16 日「中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话（中央經濟工作會議在北京舉行 習近平李克強作重要講話）」

http://www.gov.cn/xinwen/2016-12/16/content_5149018.htm

※11 1) 情報基礎ネットワーク整備。中西部中小都市の基礎ネットワーク整備始動。100 余中小都市のネットワーク高度化、クラウドコンピューティング設備。5G 基地局 230 万件（世界の 60% 超）。2) 融合インフラ高度化。5G 融合応用プロジェクトが完工、スマート交通・病院・パーク、鉱山等が出現、質の高い経済発展、生活の利便性向上、民生改善。3) イノベーションインフラ。先進光源等の重大科学技術インフラ。国家发展改革委 23 年 1 月 18 日。1 月新闻发布

<https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/wszb/1yfxwfbh/wzsl/>

にこれまでとは異なる発展や変遷をもたらす生産力を指す。

3月5日全人代江蘇代表団の審議に参加した習氏は、「それぞれの地域に合ったやり方で新たな質の生産力を発展。新興産業を強大にし、未来産業を先取りして配置、建設、近代的産業システムを整備。新技術で伝統産業の改造・向上を図り、産業のハイエンド化、スマート化、グリーン化を促進せよ」と発言した。

24年の全人代政府活動報告は、新興産業として水素、新素材、創薬、新たな成長エンジンとしてバイオ製造、民間宇宙産業、低空域経済、未来産業として量子技術、ライフサイエンス、デジタル経済に関しプラットフォームの革新・雇用創出・国際競争推進、データの開発・公開・流用・活用に言及した。

工業情報化部は未来産業に関し製造、情報、材料、エネルギー、空間、健康の6分野、核心技術として汎用人工知能（AGI）、人型ロボット、ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）、メタバース、量子情報の5つを挙げる。

固定資産投資全体の伸び鈍化が続く中、製造業投資は24年以降+9%台の伸びが続いており、これら「新たな質の生産力」分野の投資が寄与しているとみられる。

15年公表の「中国製造2025」に盛り込まれた新エネルギー車、自動運転技術などで成果を見たように、党によるこれら分野への投資拡大、集中的育成の下、「新たな質の生産力」分野も急速に発展する可能性は否定できない。

以上

Profile



みずほ銀行

中国営業推進部 上席主任研究員 細川 美穂子

1988年慶応義塾大学法学部卒、日本興業銀行（現みずほ銀行）入行、調査部にてアジア及び中国経済担当。02年みずほ総合研究所出向。05～08年北京支店、11年4月～23年1月まで上海駐在、瑞穂銀行（中国）有限公司中国アドバイザー一部 中国業務部主任研究員。同年1月より現職。これまで週刊エコノミスト、東亜 他多数メディアにて、現地発中国マクロ経済に関する記事を連載。

中国は「バズーカ」を放ったのか

～習近平政権による直近の経済対策を評価する～

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム
主任エコノミスト 月岡直樹 : naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

■ 中国政府が相次いで経済対策。

景気下支えに動くも、市場の評価は分かれる

中国政府が、相次いで経済対策を打ち出している。中国人民銀行が9月24日、景気下支えのために一段の金融緩和や不動産対策を実施すると発表したのを皮切りに、11月8日には全国人民代表大会（全人代）常務委員会が地方の「隠れ債務」処理のため計10兆元（約210兆円）もの借換債発行を承認した。金額の大きさもさることながら、この間も経済対策に関する観測報道が相次いだことから、習近平政権がこれまでの経済政策運営スタンスを転換し、巨額の財政資金を伴う積極的な財政・金融政策、いわゆる「バズーカ」を放つとの見方から景気浮揚への期待感が高まっている。一方で、これまでに打ち出された措置は景気の本格回復を図るためには力不足との指摘もあり、政策に対する評価が分かれている。

そこで、本稿ではまず2024年9月末以降に発表・決定された経済対策を整理した上で、一連の対策が「バズーカ」と呼べるものであったのかを評価したい。

■ 中国人民銀行が一段の金融緩和を実施。不動産や株価のテコ入れ策も発表

経済対策の口火を切ったのは金融当局である（図表1）。中国人民銀行（PBOC）の潘功勝行長（総裁）は、9月24日の記者会見において金融緩和を一段と進める方針を示した。商業銀行がPBOCに預け入れる預金にかかる準備率（預金準備率）を0.5%Pt引き下げることで金融市場に約1兆元の流動性を供給するとともに、短期政策金利である売り戻し条件付き債券購入（リバースレポ）7日物の金利を1.7%から1.5%へと0.2%Pt引き下げた。預金準備率の引き下げと0.2%Ptの利下げを一度に実施するのは異例といえ、潘総裁が預金準備率のさらなる引き下げも示唆したことから、金融緩和に対する市場の期待が高まった。

潘総裁は、記者会見において不動産市場のテコ入れ策も発表した。既存の住宅ローン金

利を引き下げる（平均▲0.5%Pt）としたほか、2軒目の住宅購入の頭金比率（下限）を25%から1軒目と同等の15%へと引き下げたのである。前者は、過去に高い金利でローンを組まざるを得なかった住宅購入者に対する救済措置であり、2023年9月に続いて2度目となる。

中国の住宅ローン金利は、「最優遇貸出金利（LPR）5年物±0bp」の変動金利となっている。「±0bp」の部分は住宅を購入した都市や借入時期によって異なるが、近年は需要喚起のため「±0bp」の部分を引き下げる傾向にあるので、それ以前に借りたローンはその分だけ金利が割高になってしまっていた。中国では住宅ローンの借り換えが禁止されてきたため、一部の消費者にとって金利の割高感は解消されず、繰り上げ返済の急増や違法なローンの借り換えを招いていたのである。潘総裁は、今回の引き下げによって家計の金利負担が年間1,500億元軽減されるとしている。

また、潘総裁は低迷する株価をテコ入れするため2つの施策を打ち出した。1つ目は、「証券・ファンド・保険スワップファシリティ（SFISF）」の創設である。機関投資家である証券・ファンド・保険会社がその保有する債券・上場投資信託（ETF）・CSI300指数構成銘柄株などをPBOCの保有する国債と交換（スワップ）し、その国債を担保に資金を調達して株式の買い入れを行う仕組みで、PBOCは今回5,000億元の枠を設けた。2つ目は、自社株買いや主要株主による株式の買い増しを支援するための商業銀行向け再貸出枠として3,000億元を設定したことである。銀行はこれを元手に上場企業や主要株主による自社株買い・株式買い増しに対して融資を行う。いずれも株価の下支えを図る措置であり、市場は好感をもってこれを受け止めたのである。

図表1 中国政府が発表した主な経済対策（2024年9月以降）

イベント	分類	発表・決定内容
中国人民銀行の 記者会見(9/24)	金融	● 預金準備率を▲0.5%Pt引き下げ ● 政策金利(7日物リバースレポ金利)を▲0.2%Pt引き下げ
	不動産	● 既存の住宅ローン金利を平均▲0.5%Pt引き下げ ● 2軒目の住宅購入の頭金比率を15%(1軒目と同等)に引き下げ ● 住宅在庫の買い取りを目的とした商業銀行向け再貸出枠を拡張
	株価	● 機関投資家に流動性を提供するスワップ制度を創設(5,000億元) ● 自社株買い支援のため商業銀行向け再貸出枠を設定(3,000億元)
党中央政治局会議 (9/26)	財政	● 必要な財政支出を保証。特別国債や地方政府专项債(特別債)を活用
	金融	● 預金準備率を引き下げ、強力な利下げを実施
	不動産	● 不動産市場の下げ止まり・回復を促進
国家发展改革委員会の 記者会見(10/8)	財政	● 2025年も特別国債の発行を継続 ● 2025年度の政府投資計画から2,000億元分を前倒し実施
財政部の記者会見 (10/12)	財政	● 地方の「隠れ債務」や未払金の処理のため、2024年は1.2兆元の限度額を確保 ● 特別国債を発行し、国有大手銀行に資本を注入(規模の言及なし)
	不動産	● 住宅在庫の買い取りで地方政府专项債の活用を容認
住宅都市農村建設部の 記者会見(10/17)	不動産	● ディベロッパー資金繰り支援策(ホワイトリスト制度)の枠を4兆元に倍増
全人代常務委員会 (11/4~8)	財政	● 今後5年間で地方政府に計10兆元の借換債(特殊再融資債)を発行させ、地方政府融資平台などが抱える地方の「隠れ債務」を処理

(出所) 国务院新聞弁公室、中国共産党新聞網、中国人代網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

■ 中共中央政治局會議が 9 月に経済を討議するのは異例。

速やかな対応が必要と判断か

次に動いたのは中国共産党の中央政治局會議であった。9 月 26 日に開催された同會議が経済政策について討議し、減速する景気の下支えを強化する方針を示したのである。

中共中央政治局會議とは、党指導部 24 名が出席して月 1 回のペースで開催される會議体で、党と国家の重要政策を話し合う。経済政策を議題とするのは通常、4 月と 7 月、12 月の會議であり、9 月の會議がこれを取り上げるのは異例である。習近平政権は、足元の景気減速に対して速やかに政策対応をとる必要があると判断したものと考えられる。會議は「現在の経済情勢に全面的、客観的、冷静に向き合い、困難を正視し、自信を固め、経済運営を適切に遂行する責任感と緊張感を着実に増強しなければならない」と切迫感を露わにした上で、「政策措置の的確性、有効性をさらに高め、通年の経済社会発展目標任務の完成に努力しなければならない」と発破をかけた。

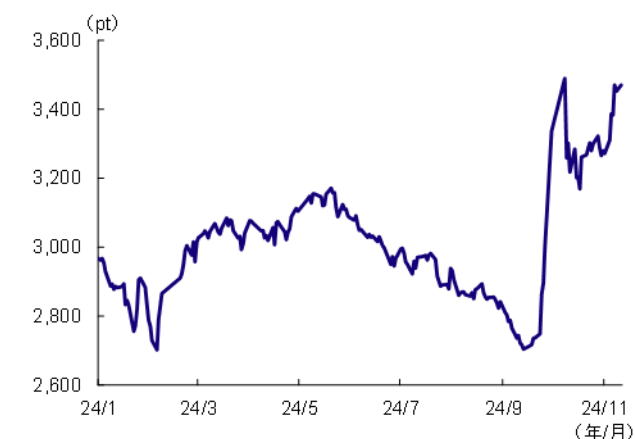
その上で、同會議は財政政策について「必要な財政支出を保証」し、「超長期特別国債および地方政府專項債を発行使用して、政府投資のけん引作用をより良く発揮させる」と強調し、不動産市場について「下げ止まり・回復を促進させる」ことをうたうなど、景気下支えに本腰を入れる構えを見せた。一部メディアが観測記事として、中国政府が新たに 2 兆元の特別国債を発行し、うち 1 兆元を消費刺激策として家計への直接給付などに使用すると報じたこともあり、大型景気対策への期待が急激に高まって中国株は急騰した（図表 2）。

中国の国慶節連休（10 月 1～7 日）後も、政府当局の慌ただしい動きは続いた。経済政策の司令塔である国家发展改革委員会をはじめ、国家財政予算を司る財政部、不動産市場を所管する住宅都市農村建設部などが相次いで記者会見を開いたのである。中共中央政治局會議が大方針を示した以上、各省庁は当面の政策措置について公に説明する必要が出てきたものと考えられる。

ただ、景気テコ入れ策としては具体性・インパクトに欠ける措置しか発表されず、すでに発表されていた金融緩和以上の大型景気対策を期待する株式市場では失望感から売りが広がる場面もみられた。

財政部の藍佛安部長は、10 月 12 日の記者会見において「中央財政は債券発行と赤字拡大において比較的大きな余地がある」と強調し、追加の財政出動に含みを持たせたが、具体的な規模などは明かさなかった。さらに、特別国債を発行して国有大手銀行に資本を注入することや、インフラ投資の原資となる地方政府專項債（特別債）で調達した資金を地

図表 2 上海総合指数



(注)直近は 11 月 11 日

(出所) 上海証券取引所、CEIC より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

方政府による住宅在庫の買い取りに活用する方針を明らかにした。前者は金融システムリスクの予防を目的とするものであり、後者は住宅の在庫調整を加速させる狙いがある。これらの政策措置については、後段であらためて評価する。

■ 全人代常務委は財政拡張による需要押し上げ策を見送り

追加の財政出動に注目が集まる中、政府予算と公債発行枠の承認権限を有する全人代常務委員会が11月4～8日に開催された。同委員会は、今後5年間で地方政府に計10兆元の借換債（特殊再融資債）を発行させ、地方政府融資平台（LGFV）などが抱える地方の「隠れ債務」を処理する方針を決定した。だが、追加の財政出動を含む新たな景気刺激策は打ち出さなかった。

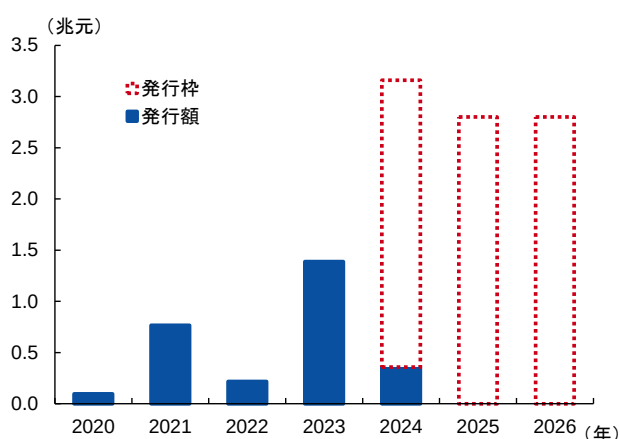
「隠れ債務」の処理については、まず地方政府専項債の法定債務上限を6兆元引き上げ、2024～26年の3年に分けて毎年2兆元の発行枠を確保するほか、2024～28年の専項債新規発行枠から毎年8,000億元を捻出し、借換債の発行に充当する。2024年の新規発行枠は3.9兆元であり、ここから8,000億元が借り換えに流用されることになる。財政部は、こうした措置により2023年末時点で14.3兆元ある「隠れ債務」を2028年に2.3兆元まで減らせるとしている。

特殊再融資債は2020年～2024年10月末までに約2.8兆元が発行されている（図表3）。発行の経緯は月岡（2023a）^{※1}が解説したとおりであり、その目的はLGFVの債務を地方の公的債務に置き換えることにより、当面

のデフォルトリスク回避と利払い負担の軽減を図るものである。財政部は、借り換えにより今後5年間で6,000億元の負担軽減につながると試算している。

なお、今回の措置は地方政府に債券増発を認めるというだけであって、中央政府が国債発行などで地方政府を救済（ベイルアウト）するものではない点に留意しておきたい。地方の過剰債務は地方政府の問題であり、あくまで地方政府の責任において解決すべきというのが、モラルハザードを懸念する中央政府の一貫した立場である。たとえ中央財政に国債増発の余地があってもこの原則を曲げるつもりはないことがあらためて示された格好といえるだろう。

図表3 特殊再融資債（借換債）の発行額



（注）2024年の発行額は10月末時点

（出所）WIND、中国人大網より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

※1 月岡直樹（2023a）「「隠れ債務」の処理急ぐ中国政府 ～融資平台の債務借り換えは根本解決とならず～」
みずほインサイト（12月5日）

■「バズーカ」と呼ぶにはほど遠い内容。経済政策の大きな転換も窺えず

9月末の PBOC による金融緩和発表から 11 月初旬の全人代常務委員会の決定まで、株式市場では期待と失望が交錯してボラティリティが高まった。では、実際に打ち出された経済対策をどう評価すべきであろうか。

まず、金融政策については、依然として小刻みな金融調節の範囲にとどまっており、量的緩和 (QE) やゼロ金利といった大規模な金融緩和からはなお距離を置いている (政策の基本的な考え方は月岡 (2023b) ^{※2} が解説した時点から変わっていないものとみられる)。米連邦準備制度理事会 (FRB) が利下げに転じたことから、中国の金融緩和が米中金利差の拡大を通じて急激な人民元安や大規模な資本流出を招くリスクは後退しているが、PBOC は金融緩和の大幅強化に対する慎重姿勢を崩していない。一段の景気悪化に備えて利下げなどの伝統的な金融政策で調節を行う余地を残しておきたいとの意図が働いているものと考えられる。

次に、財政政策については、上述のとおり地方政府に借換債の発行枠拡大を認めたのみで、追加の財政出動は盛り込まれなかった。金融システミックリスクの回避のため複数年度にわたる大規模な債券発行の容認に踏み込んだ点は評価できるものの、景気を刺激して成長率を直接押し上げる、いわゆる「真水」効果はゼロということになる。

習近平政権は以前から、財政規律の維持に強いこだわりを見せてきた。事実、コロナ禍前まで中国の一般公共財政赤字の対名目 GDP 比率は一貫して 3.0% 以下を維持してきた。コロナ禍で同比率は 3.0% を超過、コロナ禍収束後の 2023 年は 10 月に景気対策として国債増発を決めたこともあり 3.8% まで拡大したものの、2024 年予算では超長期特別国債 1 兆元の発行を予算外とした上で再び 3.0% に戻している。今回、景気の下振れに歯止めをかける必要性を認識しつつも、家計への直接給付といったバラマキを伴う大規模な財政出動には依然として慎重であることがあらためて示された形である (この点についても、月岡 (2023c) ^{※3} が分析した時点から概ね変わっていないものとみられる)。

一方、借換債の発行に加え、金融システムの安定に資するものとして評価できるのが、国有大手銀行 6 行 (中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行、中国郵政儲蓄銀行) に対する資本注入である。6 行の中核的自己資本 (コア Tier1) 比率は 2024 年 6 月末時点で平均 12.3% と高く、資本注入の緊急性は低いといえるが、不動産不況や地方政府の過剰債務問題のさらなる悪化を見据え、貸出余力の増強と不良債権処理の加速を図るために注入を決めたと考えられる。注入の規模は明らかになっていないものの、バブル崩壊後に公的資金の注入をためらい、金融危機を招くに至った日本を反面教師とし、習近平政権が繰り返し強調する「金融のシステミックリスクを発生させないという

^{※2} 月岡直樹 (2023b) 「小刻みな調節が続く中国の金融政策運営 ～中国人民銀行はなぜ大規模な金融緩和に慎重なのか～」 Mizuho RT EXPRESS (10 月 3 日)

^{※3} 月岡直樹 (2023c) 「習近平政権はなぜ景気刺激策を打たないのか ～経済政策を巡る政権のスタンスを考察する～」 Mizuho RT EXPRESS (8 月 1 日)

ボトムラインをしっかりと守り抜く」ために先手を打つ形である。

不動産対策については、PBOC が上述の需要サイドへの働きかけに加え、地方政府による住宅在庫の買い取りを支援するための商業銀行向け再貸出枠を拡張させる方針を示したほか、住宅都市農村建設部が優良案件を抽出したホワイトリスト制度に基づくディベロッパーへの資金繰り支援を拡大すると表明している。しかし、いずれも既存の政策の延長線上にとどまっており、これをきっかけに低迷を続ける市況が直ちに上向くとは考えにくい。

注目に値するのは、住宅在庫の買い取りにおける地方政府専項債の活用である。そもそも 2024 年 5 月に発表された買い取り策は財政的な裏付けに欠けていたことから、月岡 (2024b) ^{※4} は「買い取りが一向に進展しない可能性もある」と指摘した。専項債の活用はその点で一步前進した形だが、問題は財政投入の規模である。2024 年 9 月末時点の全国の住宅完成在庫は 3.8 億平米に上っており、住宅の全国平均価格 (2023 年 10,864 元) で乗じた場合、その買い取りには総額 4.1 兆元 (約 90 兆円) の資金が必要となる。もちろん、完成在庫のすべてを買い取る必要があるわけではないが、少なくとも市況の持ち直しに目途が立ち、住宅購入マインドの回復が確認できるまでは支出を続ける必要があろう。

総じて言えば、一連の経済対策はおよそ「バズーカ」と呼ぶにはほど遠い内容であり、「景気対策」の観点では政府目標である「+5%前後」の成長を達成するための必要最低限の措置にとどまったとの印象である。一方、「金融システムの健全性維持」の観点では借換債の増発や銀行への公的資金注入など危機回避を意識して積極的な対策を打ったことは評価できる。ただ、市場の期待とは裏腹に、習近平政権が経済政策において大きな方針転換を行った様子はいかたがえず、国家安全重視という政策全体の優先順位も変わっていないとみられる。

みずほリサーチ&テクノロジーズでは、中国の 2024 年通年の実質 GDP 成長率は +4.8%、2025 年は +4.4% と見込んでおり、その後も人口減少や国内統治の強化、米中対立といった構造的な下押し圧力が加わって経済の減速傾向が続くとみている。今後、トランプ新政権の対中政策いかんでさらなる財政出動の可能性はあるが、現時点における一連の経済対策は短期的にも中長期的にもその見通しに大きな変更を迫るものではなかったと評価している。

以上

[参考文献]

- 月岡直樹 (2024a) 「中国3中全会が「強国」路線を再確認 ～政策転換の兆しなく、経済見通しに影響せず～」 Mizuho RT EXPRESS (7月29日)
- 月岡直樹 (2024c) 「容易ではない「+5.0%前後」の達成 ～中国が全人代を開催、成長目標は前年同水準に～」 Mizuho RT EXPRESS (3月11日)

※4 月岡直樹 (2024b) 「中国が住宅在庫の買い取り策を発表 ～金融支援のみで規模もインパクトに欠く～」 Mizuho RT EXPRESS (5月27日)

中国のスマート養老の発展現状と将来展望

～高齢化に立ち向かうデジタルイノベーションの成果と課題～

みずほ銀行 中国営業推進部

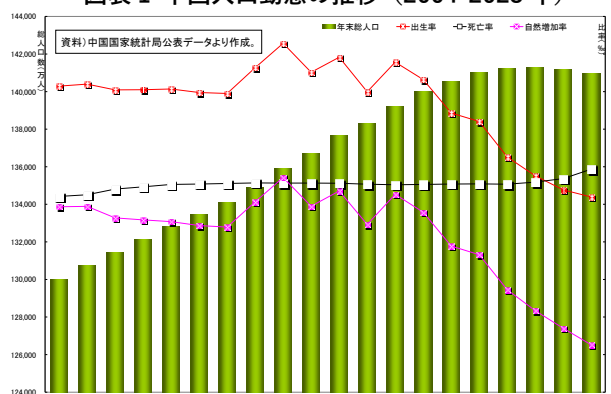
特別研究員 邵 永裕 Ph. D. : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

1. はじめに

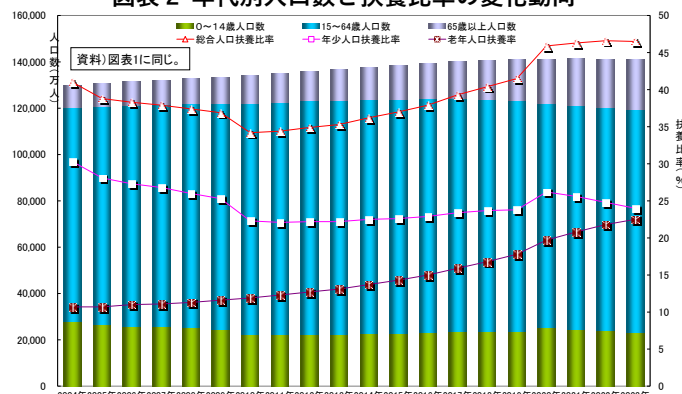
少子高齢化は世界共通の傾向となっている中で、人口大国である中国の少子高齢化が近年急速に進み（図表 1）、強い関心を集めている。中国国家統計局によると、2023 年末現在、国内の 60 歳以上の高齢者人口は 2.97 億人（総人口の 21.1%）に達した。このうち 65 歳以上の人口は 2.17 億人に達し、中国総人口の 15.4%を占め、さらに 2057 年には 4.25 億人に達し、総人口の 32.9%～37.6%を占めると推定されている。高齢化の進行に伴い、社会的高齢者介護サービスの総需要が増大し、高齢者の扶養率も高まり（図表 2）、年金支出の均衡を図る圧力が增大している。これは社会経済の発展に課題をもたらすだけでなく、大きな発展の機会も含んでいると見られている。中国政府も高齢化社会の対応を国家戦略として重視しており、近年ではシルバー経済やスマート産業の育成促進において多様な政策措置を講じてきた（図表 3）。

スマート養老産業は、国民の健康と高齢者介護サービスのニーズを満たすためのキャリアとしてインテリジェント製品と情報システムプラットフォームを使用した新興産業形態である。この産業は、モノのインターネット、ビッグデータ、クラウドなどの新世代情報技術を深く活用している。近年、高齢者介護の需要の増加とインターネット技術の進歩により、スマート養老の産業化が顕在し、政府の支援策も加わりスマート養老産業は堅調な成長段階に入ってきた。

図表 1 中国人口動態の推移（2004-2023 年）



図表 2 年代別人口数と扶養比率の変化動向



2. シルバー経済・スマート養老サービス業の育成促進策の動向

図表 3 には 2017 年から今年 11 月までに展開されてきた中国のスマート養老サービス業の促進策をまとめている。2017 年に最も多くの政策が公布されたが、2023 年以降、人型ロボットの産業発展と高齢者向けデジタル技術の開発などの重要政策も打ち出された。

図表 4 は今年 1 月 15 日に国務院から公布された注目文書「高齢者の福祉を改善するためのシルバー経済の発展に関する意見」という政府文書（図表 3 の No.14）の概要である。同文書でシルバー経済の規模、標準化、クラスター化を加速し、専門性とブランドを発展させるべきであるなどと要請し、4 方面から 26 項目の取り組み事業を提起している。その中で、「三」に記載されている内容がまさにスマート養老産業の発展に関わるものである。つまり「多様化するニーズのキャッチと潜在的産業の育成⇒①高齢者用品の革新②スマートヘルスケア新概念の構築③リハビリ補助具産業の発展④抗加齢産業の推進⑤高齢者金融商品の発展⑥観光サービス形態の拡大⑦高齢者向けの改造の推進」が求められている。また昨年 12 月に高齢化事業の DX 化発展を主眼とした専門政策も工信部から公表されており、その概要を図表 5 にまとめている。

2025 年までの発展目標として、高齢者に優しいデジタル技術の標準と仕様体系がより完全になり、デジタル技術により高齢者に優しい変革の規模が効果的に拡大され、レベルが深化し続け、デジタル製品サービスの品質を向上するなどと掲げられている。

図表 3 中国のスマート養老サービス業発展促進政策の展開動向

No.	公布年月	公布機関	関連政策・計画の名称	政策主旨
1	2017年2月	工信部	スマート健康養老産業発展行動計画(2017~2020)	スマート養老モデル基地設立とトップ企業育成などの促進
2	2017年3月	国務院	“十三五”国家老齢事業発展と養老体制建設計画(2016~2020年)	養老サービス事業の体制づくりへの注力明示
3	2017年6月	発展改革委	サービス業イノベーション発展大綱(2017~2025)	スマート養老サービスの発展促進
4	2017年7月	工信部、民政部等3部門	スマート健康養老応用試行示範の実施に関する通知	一群のモデル企業、モデル町内、モデル基地の建設支援
5	2017年8月	工信部、民政部等3部門	スマート健康養老製品及びサービスの推奨目録(2018年版)	養老製品とサービスの類別提示
6	2018年4月	国務院弁公庁	“インターネット+医療健康”発展促進に関する意見	第2回目のスマート健康養老試行示範事業の実施
7	2020年8月	工信部、民政部等3部門	スマート健康養老製品及びサービスの推奨目録(2020年版)	養老製品とサービスの類別提示
8	2021年10月	工信部、民政部、衛健委	スマート健康養老産業発展行動計画(2021~2025年)	既存の実験事業をもとに更に100以上のモデル企業、50以上のモデル区の育成
9	2022年8月	工信部、民政部等3部門	スマート健康養老製品及びサービスの推奨目録(2022年版)	推奨の地域名・企業名・商品名を明記した養老製品(54件)とサービス(25件)のリストを公表
10	2022年2月	国務院	“十四五”国家老齢事業発展と養老サービス体制計画(2021~2025年)	養老サービス事業の体制づくりへの注力明示
11	2023年11月	工信部	ヒト型(ヒューマノイド)ロボットの革新と発展に関する指導意見	主要技術分野の躍進と国際競争力ある産業の構築を目指した3か年発展計画を提起
12	2023年12月	工信部、民政部、衛健委	2023年のスマート健康養老応用実証実験リストの公表と2017年~2019年スマート健康養老応用実証実験レビューリスト(前3回分)の公表に関する通知	20年当年分と前3回分(19~17年)のモデル企業、モデル町内、モデル基地のリスト公表
13	2023年12月	工信部	高齢者に適した質の高いデジタル技術開発を推進するための作業計画	2025年までの発展目標と多数のDX推進事業を明記
14	2024年1月	国務院弁公庁	高齢者の福祉を改善するためのシルバー経済の発展に関する意見	初めてシルバー経済の発展を掲げ、四方面計26項目の取り組み事業を明示
15	2024年11月	民政部など24部門	高齢者生活の質を向上させ、高齢者ケアサービスの消費をさらに促進するための若干措置	需要サイドから計19項目の促進措置を提起し、各部門に業務責任を明示

資料) 中国国務院WEBサイト及び各種報道より作成。注) 同表は主要なスマート養老サービス促進に関する中央政府の政策文書を取り上げているが、すべてを含むものではない。

図表 4 「高齢者の福祉を改善するためのシルバー経済の発展に関する意見」の骨子

＜シルバー経済の含意と政策目的＞ ＞シルバーエコノミーは高齢者への製品やサービスの提供、高齢化への備えといった一連の経済活動の総体であり、範囲が多岐にわたり、長い産業チェーン、多様な業態、大きな可能性を秘めている。高齢化に積極的に対応し、経済発展の新たな原動力を育成し、人民生活の質を向上させるため、シルバー経済の発展と社会の改善に関する以下の意見を提出する。 ＜総合的な要求＞ ＞人間中心の発展理念を堅持し、人口高齢化に積極的に対応する国家戦略を実行し、質の高い発展を推進するよう努める。能力の範囲内で最善を尽くし、効果的な市場と有為な政府のより良い組み合わせを促進し、公的機関と業界の連携を促進し、シルバー経済の規模、標準化、クラスター化を加速し、専門性とブランドを発展させ、ハイエンド製品と高品質のサービスモデルを育成し、高齢者が発展の成果を共有し、幸せな老後を楽しみ、より良い生活を求める人々の切望を実現する。 ＜四方面計26項目の取り組み事業＞ 【一】民生事業の発展と緊急の問題と懸念の解決⇒①高齢者向け食事サービスの拡大②在宅高齢者サービスの拡大③コミュニティ便民サービスの発展④高齢者の健康サービスの最適化⑤高齢看護サービスの充実⑥高齢者向け文化・スポーツサービスの拡大⑦農村の高齢者サービスの向上⑧業界組織の効率向上。 【二】製品供給の拡大と品質レベルの向上⇒①シルバー経済の事業主体の育成②シルバー経済の事業主体の育成③ブランド化の推進④高水準の標準化プロジェクトの展開⑤消費供給チャンネルの拡大。 【三】多様化するニーズのキャッチと潜在的産業の育成⇒①高齢者用品の革新②スマートヘルスケア新概念の構築③リハビリ補助具産業の発展④抗加齢産業の推進⑤高齢者金融商品の発展⑥観光サービス形態の拡大⑦高齢者向けの改造を推進。 【四】要素保護の強化と開発環境の最適化⇒①科学技術イノベーション応用の強化②土地と住宅の確保の充実③財政金融の支援強化④人材の育成を推進⑤健全なデータの構築⑥詐欺行為防止の取り組み。

資料) 国務院弁公庁公布(2024. 1.15)「シルバー経済の発展と高齢者の福祉向上に関する意見」より抜粋作成。

具体的には①「高齢化に適したデジタル技術開発の基盤がより強固になる」、②「デジタル製品とサービスの供給品質は向上し続ける」、③「デジタル技術により、高齢者に優しいサービス体験が大幅にアップグレードされる」、④「デジタルテクノロジーをベースにした高齢化産業のエコシステムが初めて形成される」という4つの目標が提起されており、それぞれについてかなり詳しく言及している。この中でも、新興技術による高齢化問題の対応と経済発展へのプラスの活用に対する期待が強く見受けられる。特に注目すべきは「主要な保障措置」における

国際協力と国際展開の推進に関する内容である。具体的には、「デジタル技術開発における国際交流と多角的な協力を拡大し、先進的な実践や成果をタイムリーに導入する。中国の経験を輸出し、企業が国際標準の策定に参加することを奨励する。また、標準の相互承認を促進し、中国の知恵と解決策で世界のデジタル技術発展に貢献する。」と謳われている。

さらに今年の11月末に民政部をはじめとする24の政府部門から図表6の骨子となる19条の養老サービスの利用促進政策措置が公布された。ここでは、政府の高齢者事業の重視姿勢が見られると同時に、高齢者問題の切迫感が高まっていることも否めない。また同政府文書の5つの部分で言及される措置の多くは新技術、新業態、新チャネルなどによる養老サービスの利用促進であり、スマート養老産業におけるイノベーションの発展が大きく期待される。その背景には、中国ではかな

図表5 工信部策定(2023.12)「高齢者に適した質の高いデジタル技術発展を推進するための作業計画」の主旨概要

【2025年までの発展目標】 ⇒2025年末までに、高齢者に優しいデジタル技術の標準と仕様体系がより完全になり、デジタル技術の高齢者に優しい変革の規模が効果的に拡大され、レベルが深化し続け、デジタル製品サービスの品質が向上する。供給とユーザーエクスペリエンスが大幅に改善され、業界を超えた製品が深く統合される。産業エコシステムはより成熟し、高齢化に適したデジタル技術の高品質な発展パターンは、基本的に多者間の協力、需要と供給のバランス、適切な保証、高齢者の利益感、幸福感によって形成され、情報技術の発展におけるセキュリティは着実に向上する。 ◆【高齢化に適したデジタル技術開発の基盤がより強固になる】ユニバーサルデザインの概念の普及を推進し、基本的なユニバーサル、インターネットアプリケーション、端末製品、評価評価までをカバーするデジタル技術時代に合った標準仕様体系を構築することを基本とする。 ◆【デジタル製品とサービスの供給品質は向上し続ける】高齢化に配慮した機能を備えたスマート端末の供給が効果的に拡大され、インターネットアプリケーションの高齢化に配慮したバリアフリー化のレベルが深まり、業界の高齢化に配慮した技術革新能力が大幅に強化される。 ◆【デジタル技術により、高齢者に優しいサービス体験が大幅にアップグレードされる】オフラインとオンラインのデジタル高齢者向けサービスの連携はより効率的となり、高齢者向けのデジタル製品とサービスはよりバランスが取れてアクセスしやすくなり、高齢者にとってのインターネット環境はより安全になる。 ◆【デジタルテクノロジーをベースにした高齢化産業のエコシステムが初めて形成される】年齢に応じた情報消費のためのデジタルテクノロジーの応用シナリオは充実し、分野を超えた統合とイノベーションが深化し続け、革新的でアクティブ、互恵的で持続可能な産業エコシステムの構築に貢献する。 【主要な取り組み事業】 1. 高齢化分野でのデジタル技術の標準化構築の強化⇒◆標準仕様体系の改善。◆評価・評価制度の充実。 2. デジタル技術を活用した高齢者向け商品・サービスの供給品質の向上⇒◆ハードウェア製品の供給強化。◆インターネットアプリケーションの高齢化に配慮したバリアフリー化の推進。◆高齢化に配慮したデジタル技術の革新的応用力の強化。 3. デジタル技術を活用したエイジングサービスのユーザーエクスペリエンスの最適化⇒◆商品とサービスのバランスの強化。◆製品とサービスのアクセシビリティの強化。◆高齢者が使用するデジタル技術製品やサービスの安全性の確保。 4. デジタル技術と高齢化に配慮した産業の質の高い発展の推進⇒◆企業発展の新たな推進力の刺激。◆情報消費の新しいシナリオの拡張。◆産業発展のための新たなエコシステムの構築。 【主要な保障措置】 1. 全体的な計画と調整の強化及び実施実行の強化⇒各省、自治区、直轄市の工業情報技術部門と通信管理部門は、高齢者のスマート技術利用の困難を解決するために地方合同会議メカニズムに依存し、地方の発展改革、民政との協力を強化すべきである(高齢化)、健康、交通、文化、観光、障害者など、他の部門と連絡と調整を行い、実際の状況に基づいてタスクの内訳表を作成し、スケジュールとロードマップを明確にし、タイムリーに進捗状況と効果を追跡および評価する。 2. 政策支援を強化し、多者の共同建設を促進する⇒地方自治体が地方財政資金や特別資金の支援的な役割を果たすことを支援し、より多くの社会資本が産業発展支援に積極的に参加するよう誘導し、広く分散投資を促進し、資源の共同建設と共有を促進し、エコシステムとコミュニティを共同で構築する。 3. 業界のガバナンスを支援するシンクタンクの役割を大きく発揮する⇒中国情報通信技術院と中国インターネット協会は、高齢者向けデジタル技術に関する専門諮問委員会の設立を主導し、高齢者向けデジタル技術の開発における戦略的かつ将来を見据えた問題について徹底的な研究を実施する。 4. 国際協力を強化し、共通発展を促進する⇒デジタル技術開発の国際交流と技術研究開発における多角的な協力を拡大し、国際的な先進実践や革新的な成果をタイムリーに導入し、時代に合ったデジタル技術開発における中国の経験を積極的に輸出する。各部門と企業が国際標準の策定に参加することを奨励し、関連する国内外の標準の相互承認を促進し、中国の知恵と中国の解決策を世界のデジタル技術の時代にふさわしい発展に貢献する。

資料) 中国政府工業情報化部WEBサイト公表(2023.12)「『促進数字技術適老化高质量发展的工作方案』より抜粋作成。

図表6 24 政府部門共同公布「養老サービスの利用を更に促進し、高齢者の生活の質を向上させるための若干措置」の主旨概要

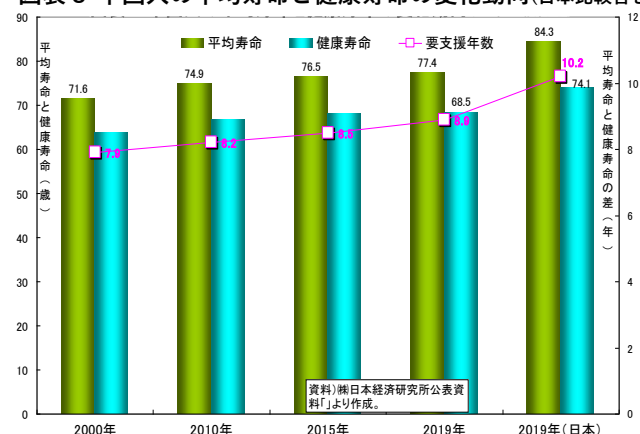
【介護サービスの供給調整の推進】⇒①在宅型介護サービスの積極的展開。②地域高齢者介護サービスの充実・拡充。③施設型高齢者介護サービスの最適化。④農村部の高齢者介護サービスの発展加速。 【介護サービス利用の新たなシーン・新業態の拡大】⇒①「スマー+」新たな介護シーンのイノベーション。②「インダストリー+」新たな介護業態の開発。③高齢者介護「プラットフォーム+」新たなチャネルの拡張。 【介護サービス施設・設備・製品・消耗品の研究開発・応用の強化】⇒①介護サービス施設の効率的な供給拡大。②介護サービス施設の質の向上と効率化の推進。③介護サービス機器の更新促進。④高齢者向け商品の普及促進と応用拡大。⑤高齢化に配慮した変革の実施。 【介護サービスの消費保障の強化】⇒①高齢者の消費意欲の引き上げ。②財政・金融支援の拡大。③高齢者介護サービス人材チームの構築強化。④介護サービスの事業主体の強化。 【安心・安全な介護サービスの利用環境の整備】⇒①安全管理・保証レベルの向上。②介護サービス消費紛争の効率的な処理対応。③消費を支える介護サービス標準の役割強化。

資料) 中国民政部等24部門共同公布(2024.10.31)「关于进一步促进养老服务消费 提升老年人生活品质的若干措施」より抜粋作成。

図表 7 中国のスマート養老産業における企業配置マップ



図表 8 中国人の平均寿命と健康寿命の変化動向(日本比較含む)

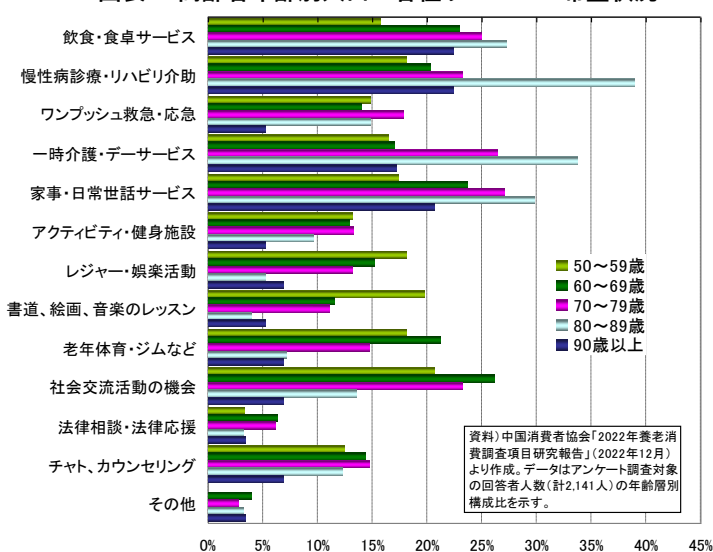


り早い時期からスマート養老産業のひな形ができており（図表 7）、人口の高齢化に伴う要支援介護年数の伸長（図表 8）、さらに多様化している高齢者サービスのニーズの中でも特に、高年齢層による切実なる健康維持と介助需要の増加など（図表 9）が挙げられよう。

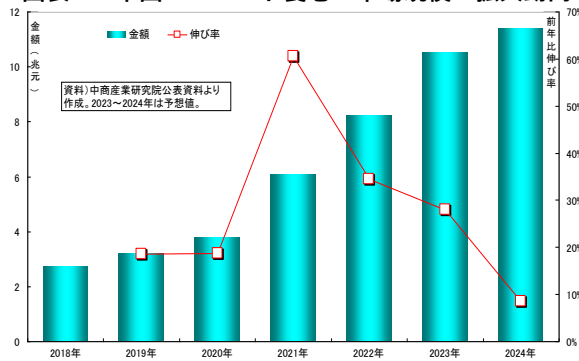
3. 中国スマート養老産業の発展現状

スマート介護産業は第 1 次産業から第 3 次産業まで幅広く網羅している。第 1 次産業にはスマートシニアケア、農村住宅向けスマートシニアケアなどが含まれ、第 2 次産業にはスマートシニアケア製品（スマートウェアラブルデバイス、スマートリハビリテーション支援デバイスなど）の生産と製造が含まれる。第 3 次産業にはスマート高齢者介護サービス、スマート健康医療サービス、スマート年金財政サービス、高齢者向けオンライン教育、高齢者向けオンライン旅行、高齢者向け電子商取引、高齢者向けビッグデータサービス、高齢者向け雇用サービスが含まれる。養老産業を扱う業界ではスマート高齢者介護産業チェーンを上流、中流、下流に分割することもある（図表 7）。上流とは一般に、高齢者介護を支援する技術や基礎製品を指している。例えば、支援技術には、モノのインターネット、ビッグデータ、人工知能、クラウドコンピューティング、エッジコンピューティング、ブロックチェーンなどが含まれる。基礎製品には、運営をサポートするチップ、センサー、その他のコンポーネントがある。技術の中流は一般にスマート高齢者ケア製品およびサービスの供給側を指すが、下流はスマートホーム高齢者ケア、スマートコミュニティ高齢者ケア、スマート施設高齢者ケアなどの需

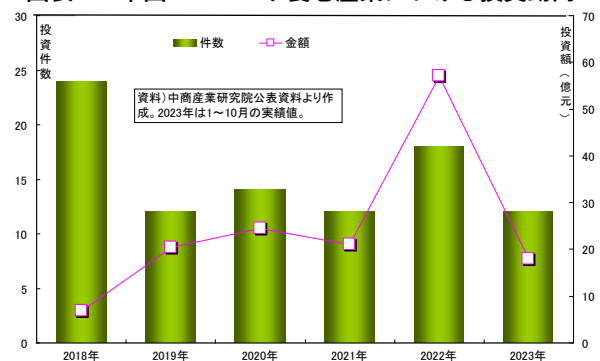
図表 9 高齢者年齢別人口の各種サービスの希望状況



図表 10 中国のスマート養老の市場規模の拡大動向



図表 11 中国のスマート養老産業における投資動向



要側の具体的な利用シーンを指す。データ資料の制約などによりここでは主に供給の観点から中国のスマート養老産業の発展現状について概観したいと思う。

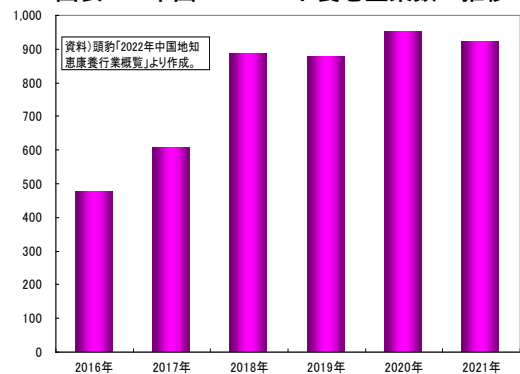
図表 10 は中国のスマート産業の市場規模の拡大を示している。政府が積極的な促進策を出し始めた直後の 2018 年から順調に成長し、伸び率がコロナ禍の 2021 年をピーク（前年比 60% 伸び）に、金額ベースでは 2022 年にすでに 8 兆元以上の規模に拡大し、2024 年には 10 兆元以上になると見込まれている。

中国のスマート養老産業における企業の投資活動は積極的であり（図表 11）、イノベーション活動の展開も活発になっている。同産業には異業種からの展開や新規参入の企業が多く見られたが、コロナ禍の中ではそれほど増加していない状況も見られる（図表 12）。

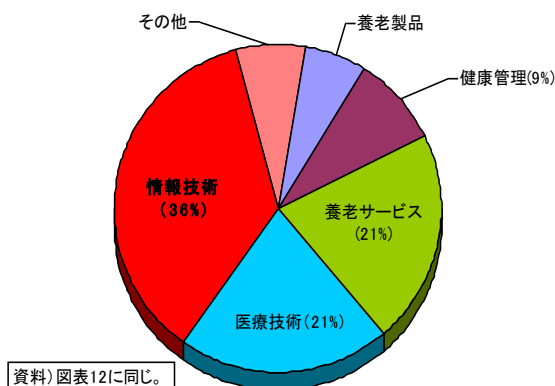
スマート養老企業の創業分野を見ると、情報技術が最多の 36% を占めており、医療技術と養老サービス系はともに 21% を占めている。その他は健康管理が比較的多く（9%）、これに養老製品とその他が続いている（図表 13）。

図表 14 は中国のスマート企業の営業エリアを示している。居宅（在宅）養老に従事するのが最大の 52% を占め、社区（コミュニティ）養老が 2 番目に多く、施設養老が約 2 割程度（21%）となっている。

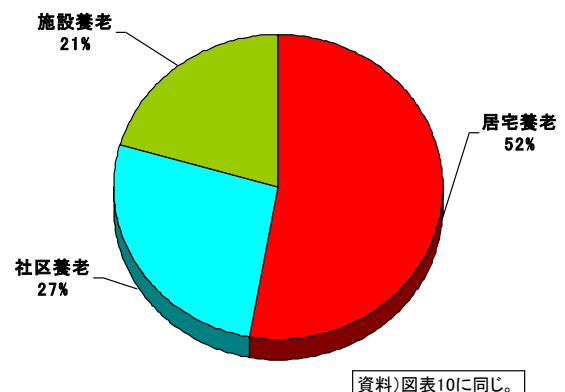
図表 12 中国のスマート養老企業数の推移



図表 13 スマート養老企業の事業分野分布



図表 14 スマート養老市場の業態構成



図表 15 は中国のスマート養老産業に展開・参入した中国地場系の主な企業の事例をまとめている。主に ITC 関連の企業が多いことが特徴的であり、また企業間の提携や企業と地域政府間の提携による事業参入が約半数を占めているのも特徴になっている。同産業は幅広い業種に関わるだけに異業種間の連携や協業が多くなっている。中でもやはり情報テック系の企業が主体になっている場合が多く、地域政府、特に民政局などと協力提携している場合が多い。その背景には、これまでの政府による産業の育成促進策においても、同部門の分担責任や関わり合いが多くあるからだと思われる。これは事業推進の上でも有利であり、また政府政策の実効性を高める上でも有利であることは言うまでもない。ここでも中国におけるスマート養老産業の育成に政府と企業の協力協調が重視されていることがうかがえる。

図表 16 は比較的早い時期から展開されてきた複数地域・都市におけるスマート養老の取り組み事例である。首都北京と直轄市重慶および古都西安の事例が複数挙げられており、さらに杭州、青島、大連の各沿海都市の事例が加えられている。若干隔たりがあるが、それぞれ西南、華北、西北、華東・東北に分布しているところから、各地域にまたがっていることが言える。それとはともかくとして、展開されている事例は産業的なものというより地域政府による社会的事業である性格が強いことが見て取れる。

2024 年 1 月 22 日、國務院新聞弁公室が開催した「高齢者の福祉向上のためのシルバリー経済

図表 15 中国企業のスマート養老市場の参入事例

No.	企業名	事業展開内容
1	迪安診断	Alibaba Health とスマート高齢者ケア運用モデルを共同で探索するための長期的な戦略的パートナーシップを結んだ。
2	三胞集団	イスラエルの atail スマートケアシステムを中国に導入し、顧客サービスに基づいた人間化されたスマートホームサービスシステムを構築。
3	海爾集団	スマート ケア モジュールを独自の U-home インテリジェント ソリューションに組み込み、スマート ターミナル ハードウェアによるスマート養老事業の参入実現。
4	華東医薬	「インターネット+」技術を活用し、ユーザーと医師の在宅医療サービスプラットフォームを構築。
5	南京新百	子会社である安康通は上海や重慶など10以上の省・市の民政局や衛生委員会と協力して高齢者介護のための情報プラットフォームを構築。
6	万達信息	上海と四川省の政府部門と協力して高齢者介護情報プラットフォームを構築。
7	数字改通	河南省焦作市および雲南省文山州市と地域医療情報化、スマート化建設、スマート文山プロジェクト建設を促進する協定を締結。
8	延華智能	長春市政府と協力して高齢者介護のための包括的なクラウド情報プラットフォームプロジェクトの建設に取り組む。
9	中興通訊	高齢者介護サービスの情報化、インテリジェンシ化、近代化を促進するため、深セン市民政局と戦略的協力協定を締結。
10	九安医療	康佳グループと提携し双方の利点を活用しスマート高齢者ケアラボを構築。
11	易華録	産業民政局と協力協定を締結し、包括的でスマートで健康な退職者コミュニティの構築支援に従事。
12	中国電信	ZTEの子会社である ZTE健康科技社と提携し、スマート高齢者ケアプラットフォームを構築。
13	中国太保	万達情報と協力してスマート養老事業を展開し、中国の伝統的な高齢者介護の習慣に沿ったインテリジェントで個別化された高齢者介護サービスを提供。
14	康美薬業	子会社の康美健康クラウドは「スマート+インターネット医療」オンラインプラットフォームとオンライン サービス プロバイダーの配置を展開。
15	中国普天	スマート介護サービスのためのビッグデータプラットフォームを構築し、政府に高齢者介護サービス会社の効果的な監督を支援するサービスを提供。
16	三開科技	インターネット、IoT、クラウドコンピューティングなどの技術手段を活用し、在宅介護サービス運営管理システムなどの製品開発を実施。
17	青島軟通	開発と運営を担当する青島スマート高齢者介護プラットフォームが正式に稼働され、市内の約1,800の高齢者介護サービス機関がこのプラットフォームに加わり、ウェア開発業界からスマート高齢者ケア、インターネット+産業型高齢者ケアソリューションプロバイダーに転換。
18	軟匯科技	保利通信と戦略的協力協定を締結し、瀋陽におけるスマート コミュニティ高齢者ケアの国家モデル「誠信易見スマートコミュニティ」を構築。
19	佳音在線	北斗スマート高齢者介護サービスプラットフォームを構築し、完全な現代的な在宅高齢者介護サービスシステムを構築します。
20	艾倍科	呼吸検知を含む4つの主要なインテリジェント検知サービスをユーザーに提供できるスマート高齢者介護マツレスの開発に成功。
21	邁動医療	各地の民政部門と協力して地区レベルの高齢者介護サービス指導センターを構築し、高齢者介護サービスの総合情報プラットフォームを提供。
22	愛依養老	

資料 中産業研究院などの公表資料より作成。社名は中国語表記に基づつ。

図表 16 中国の一部地域(都市)におけるスマート養老の取組み事例の概要

地域・都市	事業・サービス名称	サービス内容	主な特徴・効果
杭州市	緊急通報連絡設備	13万の「介護携帯電話」を配布し、モバイルインターネットを通じて社会的高齢者介護サービス事業者と接続し、高齢者に安心応急処置、アクティブケア、家族連絡、生活サービスなどのスマート高齢者介護サービスを提供する。	杭州市で実施されているスマート高齢者ケアは包括性の特徴があり、基本的にはスマート高齢者ケアの緊急通報機能を実現しており、空き巣高齢者や障害者または半認知症高齢者の生命の安全を効果的に守ることができ。
青島市	12349 情報プラットフォーム	青島高齢者介護サービスセンターは12349情報プラットフォームを利用して、管轄内の「三ノ角」高齢者と最接近生活費で暮らす高齢者に無料または低額のサービスを提供し、配食、メイク、情報相談、生理学的サービスなどを提供している。テスト、位置特定、落下警報などのサービスを行う。	サービス目標は全高齢者を対象としたものと特別困難高齢者を対象としたものの2種類に分かれ、当初はサービス目標の精度を達成し、同時に実装される福祉政策は高齢者の基本的ニーズを保障する。
重慶市南岸区	セルフサービス ホットライン	南岸区民政局は専門の高齢者介護サービス組織であるチェリー老人介護サービス株式会社を陽光亭コミュニティに紹介し、コミュニティサービスプラットフォームであるホームを利用したコミュニティスマート高齢者介護サービスの試験運用を開始し、これに基づき高齢者介護サービスプラットフォームホットライン(82303999)を開通した。	高齢者がプラットフォームホットラインに電話すると音声案内に従って対応するサービス提供者に自動的に転送され、地域の高齢者に訪問介護や家事介護などの在宅介護サービスを提供可能。
重慶市渝中区	スマートマツレス	渝中區上虞寺街の地域高齢者介護サービスセンターは重慶市の地域高齢者介護サービス千数百プロジェクトのパイロット事業の第一として正式にサービスを提供開始(2018&1)。センターには各ベッドに「スマートマツレス」を設置。心拍数、呼吸数、血圧などを計測するデバイスが高齢者介護サービスのビッグデータプラットフォームに収集される。	サービススタッフは身に付けているスマートブレスレットを通じてプラットフォームの情報をリアルタイムに監視し、異常が発生場合にはタイムリーに対応し、サービスの適時性と高齢者の安全を確保する。
北京市西城区	バーチャルナージングホーム	西城区広内街にある「バーチャル老人ホーム」は情報を収集し、散在する高齢者をバーチャル老人ホームに統合し、政府の指導、企業や社会団体の運営、専門家、ボランティアサービスを組み合わせて高齢者のニーズに合わせた多様なサービスを提供する。	高齢者は電話端末製品「e key to talk」ど「広内ライフホーム」を使用「ウェブサイトから家事代行サービスや地域での診察・予約登録が可能。高齢者の生活を楽にする日用品。
北京朝陽区	高齢者介護総合サービスAPP	朝陽区総合高齢者介護サービスAPP。スマートフォンにインストールすると食事の注文や歩行記録、検診予約などのサービスを受けられる。2015年6月現在1,000社以上のサービス事業者と接続・利用できる。携帯電話の測位機能を利用していつでも高齢者の移動状況を把握可能。	また、高齢者の視力の低下や手の震えなどを考慮したワンクリックダイヤル機能など、さまざまな面で使いやすさに配慮しています。アイコン。
北京海淀区	スマート高齢者介護実証基地	海淀区スマート高齢者ケア実証基地は高齢者が会話、読書、活動したりできる、図書館、健康相談室、体験室などのいくつかの部分に分かれている。海淀区独自のスマート高齢者ケア実践プロジェクトで、試験、知能ロボットとチャット、オンデマンドのクロストーク、スケッチなどが可能。	現在、高齢者介護サービスは主に高齢者の安全と健康に焦点を当てており、高齢者の精神的なニーズに配慮するために、高齢者大学や高齢者介護拠点などをさらに設立する必要がある。
西安市碑林区	健康管理プラットフォーム	健康管理プラットフォームは「オンライン+オフライン」管理サービスモデルを採用し、コミュニティに基づいて通信、モバイルAPP、インターネット、WeChat公共プラットフォームを通じてオンライン健康管理サービスを提供。各コミュニティにスマートヘルスケア、リハビリ機器を備え、高齢者に慢性疾患管理、健康相談、食事の準備、メイクなどの医療とヘルスケアのサービスを提供。	Quant Health Care Service Center のサービス モデルは健康管理に焦点を当てた利便性のあるサービスを提供するもので、健康サービスを入り口としている。一般高齢者の医療・保健サービスや障害のある高齢者の介護ニーズにも応える。
西安市蓮湖区	蓮湖区情報サービスセンター	情報プラットフォームは監督管理システム、地域高齢者介護サービス管理システム、高齢者介護の現場管理のためのモバイルアプリケーションシステムを構築。プラットフォーム端末は地方民政局高齢者事務所まで拡張。地区事務所、1340のコミュニティ、高齢者、サービス担当者がこのプラットフォームに参加し、情報相談、サービス派遣、サービス評価、緊急支援などの公共サービスを行う。	蓮湖区は、第1レベルの情報プラットフォーム、第2レベルのサービス第3レベルの連携を備えた社会化された在宅ケア管理モデルを構築しました。
大連市中山区	高齢者支援ステーション	大連市中山区の「臨海モデル」は「健康マイクロバー」健康高齢者支援ステーションを建設し、高齢者は訪問居食、電化製品の修理購入、電器修理、洗濯などの日常生活サービスを受けられるほか、大連大学付属中山病院との連携による医師診療も受けられる。	インテリジェントな高齢者ケア運営サービスシステムと組み合わせた「1つのネットワーク、1つのセンター、複数のステーション」人工知能を構築し、高齢者ケアサービスリソースを統合し、施設、コミュニティ、家庭での「統合された」高齢者ケアを実現する。

資料 資料 賈輝、藍志勇、劉潤洋編著「大數據驱动的新型养老服务模式、公共管理学报2020年4月3日版」作成。

発展に関する意見」に関する定例国務院政策報告会で、シルバー経済におけるデジタル経済の活用実績につき、工業情報化部消費財工業局長の何亜瓊氏は、以下のように紹介した。

「シルバー経済を強化し、高齢者の生活を促進するデジタル技術を最大限に活用するには、まず、スマートヘルスおよびシニアケア産業を育成し、拡大を推進している。『インターネット＋医療健康』、スマート老人ホーム、スマートコミュニティなどの領域において、関連部門と連携して試験的展開と能動的な管理を推進しており、これまでに 199 社の実証事業者、293 の街路、80 のデモ基地、3 つのデモパークが構築された。第二に、高齢者向けのデジタル製品とサービスの応用問題を解決し、『高齢化に向けた質の高いデジタル技術開発の推進方案』を策定し、高齢者がよく利用する 2,577 の Web サイトとモバイルアプリを対象として改良した。また、1 億 4,000 万台以上のスマートフォンとスマート TV に対し、高齢者に適応するように改良をした。」

スマート高齢者の介護業界が提供する製品やサービスの種類も絶えず拡大している。スマート高齢者ケア産業の発展を促進するために、工業情報化部、民政部、国家卫生健康委員会は「スマート健康養老製品およびサービスの推奨目録」を 3 回（2018、

2020、2022 年）発表した（図表 17）。スマートヘルスおよび高齢者ケアサービスには、2018 年と 2020 年の慢性疾患管理、在宅医療および高齢者ケア、個別健康管理、インターネット健康相談、ライフケア、2022 年の高齢者ケア施設の情報化の計 6 つのカテゴリーが含まれる。3 回の推奨目録（「プロモーションカタログ」）には合計 432 の製品とサービスが含まれている。

このように、政府主導による供給側からの取り組みは先行事例や呼び水として拡大しており、今後のスマート養老産業の成長拡大のために重要なインフラ整備や基礎作りの役割を果たすことが期待される。

図表 17 スマート健康養老製品・サービスの推奨目録(2022 年版)抜粋

No.	省市名	企業名	製品名	規格・型番	分野区分(シン)
1	北京市	北京高芯科技有限公司	シニアスマートヘルスウォッチ	T5	ウェアラブル健康モニタリング装置
2	宁波市	寧波科強智能科技有限公司	シニアスマートヘルスウォッチ	H006	ウェアラブル健康モニタリング装置
3	北京市	北京五維康科技有限公司	ホルター心電図レコーダー	C-12	健康モニタリング装置
4	北京市	北京龍騰科技发展有限公司	ポータブル眼底カメラ	AI-FD16a	同上
5	天津市	天津九安医療電子股份有限公司	スマート血糖モニタリングシステム	BG5	同上
6	天津市	天津九安医療電子股份有限公司	iHealth バルスオキシメーター	PO3M	同上
7	浙江省	浙江大華技術股份有限公司	忠文大華華眼バンドヘルド温度計	DH-TPC-HT2201	同上
8	湖北省	武漢携康智能健康設備有限公司	スマートヘルスサービスバッグ	D200	家庭医療フォローアップツールキット
9	山東省	山東澤普智能科技有限公司	四肢リンケージリハビリテーショントレーニングデバイス	ZPDY-MS350	コミュニティのセルフサービス健康検査装置
10	深圳市	深圳市邁步機器人科技有限公司	下肢歩行支援ロボット	MAX MAX-M2	同上
11	北京市	北京分音塔科技有限公司	スプリット・タワーの高齢者向けインテリジェントセキュリティ	SSA-003	インテリジェント監視装置
12	浙江省	浙江宇視科技有限公司	転倒検知ミリ波レーダー	RDN361	同上
13	安徽省	米邦科技股份有限公司	ラバー・高齢者ケアシステム	NB 系列	同上
14	湖北省	湖北三沃力源航天科技有限公司	高齢者の股関節損傷のためのインテリジェント保護エアバッグ	DDFH-1B	同上
15	上海市	上海通動医療器械股份有限公司	スマートマットレス	MS15082、LCM2008F	スマート介護装置
16	江蘇省	江蘇魚躍医療設備股份有限公司	ウェアラブル低電力スマート酸素製造装置	Spirit-3	同上
17	寧波市	寧波星巡智能科技有限公司	スマート高齢者介護士	SC-AI15	同上
18	上海市	上海小度技術有限公司	Xiaodu スマートスクリーン	XDH-0F-A1	在宅サービスロボット
19	江蘇省	南通希希信息技术有限公司	京希高齢者向けスマートスクリーン	T800C	高齢化に適応したスマートな製品
20	北京市	北京思保佳通北京思杰佳通信技術有限公司	ホームケアベッドプラットフォーム	-	在宅介護用ベッド
21	天津市	天津茵諾医療科技有限公司	Innoファミリー特別養護老人ホームベッド	-	同上
22	安徽省	安徽品奇網絡科技信息技術有限公司	在宅介護ベッド事業シナリオ	-	同上
23	福建省	泰好康電子科技(福建)有限公司	パーキンソン病運動症状リハビリテーショントレーニングセンター	-1	スマートリハビリセンター
24	北京市	北京智精靈科技有限公司	六六脳認知障害デジタル療法	-	パーソナル健康管理
25	北京市	推想医療科技信息技術有限公司	肺結核/肺がん臨床フルプロセスインテリジェント管理サービス	-	同上
26	安徽省	安徽佳安智慧養老服務有限公司	佳安スマート老人介護サービス	-	インターネット＋在宅介護
27	廈門市	鼎湖數字科技有限公司	コミュニティ在宅介護サービス	-	同上
28	湖南省	湖南軟神科技股份有限公司	高齢者の能力を総合的に評価する	-	高齢者能力評価
29	四川省	四川久遠銀海軟件股份有限公司	シニアケアサービスモール	-	オンライン高齢者教育/ショッピング
30	深圳市	深圳市金齡科技有限公司	シニアのためのオンライン大学	-	同上

資料) 工信部、民政部、衛健委(2022.8)「スマート健康養老製品及びサービスの推奨目録(2022年版)」より作成。社名は中国語原語に基づく。

4. 直面する主要課題と将来展望（結びに代えて）

上述のように、中国のスマート養老産業は一定の発展の成果を上げており、中国の高齢者問題に対する効果的な対応にも、重要な政策手段として期待されている。一方で、今後の更なる発展を図る上で様々な困難や課題も指摘されている。特に以下の 4 点についてし取り上げたい。

第一に、データセキュリティとプライバシー保護の強化である。スマート高齢者ケアに

は、個人の健康データ、生活習慣、移動軌跡などの情報が含まれており、情報漏洩を防ぎ、プライバシー権の侵害を防ぐために、データの安全な保管、送信、使用を確保する必要がある。また、今後の政策では、ポリシーの適切性と明確性を向上させ対象となる管理システムと運用の詳細を策定する必要がある。

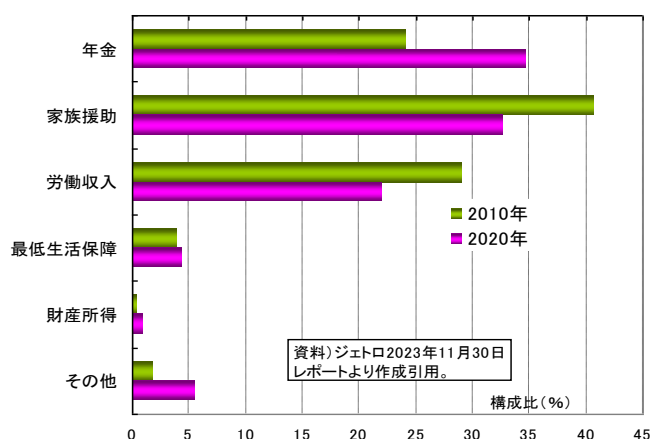
第二に、スマート介護サービスに対する高齢者家族の意識向上が必要だということも指摘されている。デジタル技術の急速な発展と普及に関わらず、スマートな高齢者介護製品やサービスに対する消費者の認識、受容性、支払い意欲は依然不足しており、市場規模と需要をさらに開拓する必要がある。高齢者の認知障壁を打ち破り、高齢者が介護によって提供される専門的で個別化されたサービスを受け入れるなど、高齢者ケアサービスプロセスにおけるテクノロジー製品の適用を積極的に受け入れるようにする必要がある。

第三に、介護保険をはじめとする高齢者年金保険の充実化や多角化を目指すことが求められている。これは中国高齢者の老後生活の収入源の構成比（図表 18）と中国都市部の定年退職者の年金所得代替率の低下（図表 19）から見ても明らかである。

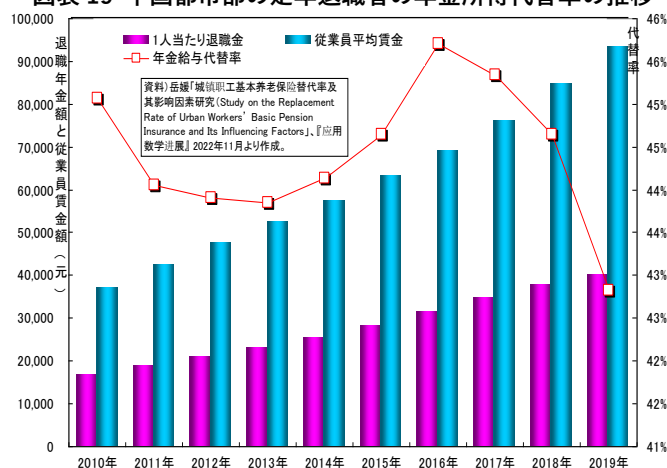
第四に、社会資本支援の改善が必要であることも多く提起されている。スマート養老業界の革新と成長には、依然として資本市場の徹底的な参加と積極的な支援が必要である。スマート養老産業プロジェクトには多額の初期投資と長い投資回収期間が必要であり、資金調達チャネルの多様化が急務となっていることも確かである。そのためには養老金融の発展に力を入れる必要があり、エクイティファイナンス、債券ファイナンス、ベンチャーキャピタルなどの複数の資金調達方法の開発を早急に改善する必要がある。

また、企業間連携の推進も重要であろう。より完全な市場メカニズムの確立、業界のサービス水準の向上、資金調達環境の最適化などによって、より多様な資本投資を呼び込み、同業界におけるイノベーションと業界の健全な発展を促進することが期待される。

図表 18 調査結果にみる中国高齢者の老後生活の収入源



図表 19 中国都市部の定年退職者の年金所得代替率の推移



以上

中国労働法における降格・減給問題

～降格や賃金を下げられないとの日系企業の誤解～

上海蘭聖人材諮詢公司

弁護士 向井蘭： mukai@myts-cn.com

1. 降格・減給に関する現行法制度

私は日系企業から「従業員の賃金を下げたい。中国では賃金を下げられないとは聞いているが何とか下げられないか」との相談を受けることがあります。

確かに、中国労働契約法において、雇用契約の契約内容を変更する場合は会社と従業員双方の同意が必要ではありますが（中国労働契約法第 35 条）、降格^{※1}や賃金を下げる仕組みが契約内容となっていれば賃金を下げることも可能ですし、実際に多くの中国企業が賃金を下げることができる仕組みを採用しております。歩合給などは典型例であり、日本と比較してかなり大きく賃金変動します。

最高人民法院労働紛争事件の法的適用に関する解釈（一）の第 50 条^{※2}では、「使用者が労働契約法第 4 条に基づき、民主的手続きを通じて定めた規則制度は、国家の法律、行政法規、政策規定に違反しない限り、労働者に公表され、両者の権利と義務を決定する基準となることができる。使用者が定めた内部規則制度が集団契約または労働契約で定める内容と一致しない場合、労働者が契約の規定を優先的に適用することを求める場合、裁判所はこれを支持すべきである」と規定しています。

実はこれは日本の労働契約法 7 条「労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。」と非常に似

※1 降格には、大きく分けて二通りの意味があり、役職の降格と資格等級の降格があります。

中国の場合、役職の降格と資格等級の降格も従業員の個別の同意が必要であると言われており、なかなか対象従業員が降格や減給に同意をすることはなく、そのため人事の停滞や賃金と職責のミスマッチが起きることが多く、この点で日系企業は対応に苦慮しています。

※2 《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（一）》第五十条规定：“用人单位根据劳动合同法第四条规定，通过民主程序制定的规章制度，不违反国家法律、行政法规及政策规定，并已向劳动者公示的，可以作为确定双方权利义务的依据。用人单位制定的内部规章制度与集体合同或者劳动合同约定的内容不一致，劳动者请求优先适用合同约定的，人民法院应予以支持。”

た内容であり、つまり、いわゆる人事考課により降格や賃金を下げることができる仕組みを一定の手続きを経た上で規則制度に定めていれば賃金を下げることができると解釈することが可能なのです。

また、役職の降格についても原則対象従業員の同意が必要であると解釈されていますが、後述するとおり一定の要件を満たせば同意が無くとも降格することは可能です。

本稿では降格や減給に関する仕組みと減給措置が適法と判断された裁判例をご紹介します、実務上の留意点をお伝えしたいと思います。

2. 裁判例

(1) 世界有数の乳業メーカーにおける営業職に関する降格・減給が適法と判断された事例

世界有数の乳業メーカーであるIグループ（被告）は、詳細は不明であるものの、毎月の成績考課にもとづいて具体的な評価を行っており、その評価にもとづいて賃金が連動する仕組みを採用しておりました。ある従業員（原告）がこの仕組みと減給措置が違法であると争いましたが、裁判所は適法と判断しました。

A. 【事例】

原告と被告は2012年8月1日に「労働契約書」を締結し、労働期間は2012年8月1日から2017年12月31日までと決めました。

2018年1月1日に、原告と被告は再び無固定期間の労働契約を締結し、被告が原告に販売業務を担当させ、給与基準が地元の最低賃金基準を下回らないことについて合意しました。

2019年3月6日、被告は原告に対して「原告の降格についての通知」を出し、原告が仕事に適していないとの理由で原告に降格の処分を下しました（賃金も減額）。

2019年3月7日、原告は被告の人事部門にポジションの調整や降格の内容、根拠、および報酬待遇について問い合わせました。2019年3月9日、被告は原告の降格通知の問い合わせに返答し、パフォーマンス評価の基準、ポジションの変更の根拠、および報酬基準を伝えました。

また、被告が提供した「月別パフォーマンス評価表」によると、原告の2018年10月の評価点は61.5点、2018年11月の評価点は47.5点、2018年12月の評価点は41点、2019年1月の評価点は61.5点であり、これらの評価は全て原告自身が署名して確認しました。

2019年5月13日、原告は被告の人材マネージャーに電子メールを送り、同時に「労働契約解除通知書」（日本における「退職届」と同じようなもの）を被告の人事マネージャーに送りました。被告は2019年5月13日に原告との労働契約関係を解消しました。

裁判中、被告は「Iグループの従業員賞罰制度」および「Iグループ乳粉事業部販売部のパフォーマンス管理法」を法廷に提出し、原告は在職中に上記の文書を受け取り、そ

の内容を知っていたことを自認しました。

原告は瀋陽市瀋河区労働人事紛争仲裁委員会に仲裁申請を行い、当該委員会は 2019 年 11 月 1 日、原告のすべての仲裁請求を棄却しました。原告はこの仲裁結果に不服があり、訴訟を提起しました。

B. 【二審の結論・理由（一審も同旨）】営業職員に対する降格・減給は有効である（会社勝訴）

二審判決は以下の通り、一審判決と同様に控訴人（一審原告）に対する降格・減給は有効であると判断しました。

被控訴人（一審被告 I グループ）は企業として、法律と行政法規の規定範囲内で自社の経営事項を独自に決定する権利を持っている。

最高人民法院労働紛争事件の法的適用に関する解釈（一）の第 50 条では、「使用者が労働契約法第 4 条に基づき、民主的手続きを通じて定めた規則制度は、国家の法律、行政法規、政策規定に違反しない限り、労働者に公表され、両者の権利と義務を決定する基準となることができる。使用者が定めた内部規則制度が集団契約または労働契約で定める内容と一致しない場合、労働者が契約の規定を優先的に適用することを求める場合、裁判所はこれを支持すべきである」と規定している。

本件では、被控訴人が既に実施している「I グループ乳粉事業部販売部パフォーマンス管理法」及び職員総会の投票によって承認された「I グループ従業員賞罰制度」を、控訴人が一審の審理期間中に自らがこれらの文書を受け取り、その内容を知っていたことを認めている。

この「I グループ乳粉事業部販売部パフォーマンス管理法」には、パフォーマンス評価結果に関する規定が定められており、連続 3 カ月改善が見られない者に対しては、職位の変更や降格などの措置が取られる。そして「従業員賞罰制度」には異議申し立ての期間が規定されている。

控訴人は 2018 年 10 月から 2019 年 1 月までの評価成績全てに署名確認を行い、2018 年 10 月の評価成績は 61.5 点、2018 年 11 月は 47.5 点、2018 年 12 月は 41 点、2019 年 1 月は 61.5 点であり、また、これらの期間に評価結果に基づいて支払われた報酬も受け取っていた。

そして本件では、2019 年 3 月 6 日、被控訴人が控訴人に「原告の降格について」との通知を出し、2019 年 3 月 7 日に控訴人が被控訴人の人事部門に職位調整と降格の内容、根拠、および報酬条件について問い合わせたが、控訴人はそれ以前の評価結果に対する適切な異議を提起した証拠を十分に提供していない。

現在、被控訴人は控訴人が署名確認した評価結果に基づいて、控訴人がパフォーマンス評価に達していない状況があると判断し、従業員のパフォーマンス評価結果に基づいて控訴人に対して職位と報酬の調整を行った。これは企業が自社の経営管理に必要な合理的な調整であり、会社の制度管理要件に適合しており、国家の法律の強制規定に違反

していないため、当裁判所は、被控訴人による職位と報酬の調整が合理的であると認定する。

次に、被控訴人が悪意を持って勤務場所と市場を調整したかどうかについては、2018年12月29日に被控訴人が遼寧地域の顧客調整と業務引継ぎについての通知を行った。控訴人の顧客については、瀋陽市のある商社については減少したが、他の顧客については変更がなかった。しかし、顧客の減少が、目標業績を達成できなかったことにつながったのかどうか、控訴人はそれを十分に証明する証拠を提出できなかった。そのため、当裁判所はこの控訴理由を支持することができない。

事件番号(2020) 遼 01 民終 14480 号

C. 【実務上の留意点】

毎月の営業成績により人事考課が決まり、人事考課により資格等級の降格・減給がなされる制度の適法性が問われた事案です。

裁判所は、制度や規程や評価の仕組みが整備されていること、制度が民主的なプロセスで導入されていること、降格・減給が恣意的なものであるとは言えないことから資格等級の降格・減給を適法と判断しました。

日系企業の営業職ではなかなか見かけない制度ですが、市場の変化のスピードが速いこと、結果に対して賃金が支払われるという意識が強いことから中国の営業職ではよく見られる制度です。

このような仕組みによる資格等級の降格・減給が適法であることは日系企業の制度構築においても参考になるものです。

(2) 営業職員に対する解雇を無効と判断しつつ減給を有効と判断した事例

A. 【事例】

被告には「年度販売業績管理弁法」があり、また、従業員と「年度目標責任書」を締結し、目標責任書には「四半期目標達成率が50%未満の場合、基本給は1段階下げられ、基本給は50%のみ支払われる。四半期目標達成率が連続2ヶ月50%未満の場合は、職種変更または解雇処分が行われる。年間評価規則：年間目標達成率50%未満の場合は、職種変更または解雇処分が行われる」と定められていました。

被告従業員である原告は2018年と2020年の目標を達していませんでした。被告は原告が2020年の目標に達してなかったことについて、基本給を50%カットし、第4四半期についてまた目標を達しない場合解雇する旨メールで原告に通知しました。

結局原告は目標を達しなかったため、被告は原告を解雇しました。原告はこれを不服として、違法解雇の経済補償金と違法な減給による差額賃金を請求しました。

B. 【結論・理由】 解雇無効・降格・減給は有効

裁判所は以下の通り判断しました。

被告は、2018 年、2019 年、2020 年のパフォーマンス管理方法、同年の目標責任書、会社の代表取締役や経営幹部からのメールやパフォーマンス評価確認表を提出して、原告が目標責任を達成できなかったことを証明しており、原告からの異議はなかったと主張している。

原告はこれらのパフォーマンス評価事実を認めないものの、当法廷に十分な反証を提示できていない。被告が評価事実に基づいて原告の賃金を減額することは、目標責任の定めに従うものではない。そのため、原告が違法な減給が行われたとして賃金の差額支払いを求めることは支持されない。

また、2020 年の目標責任書では、原告を解雇することができると規定されているが、同時に異動処理も可能な並列規定がある。原告の目標責任不達成は、法的に労働契約を解除する正当な根拠とならないため、目標責任処理規定が異動処理を優先するように明示している場合、被告はまず異動処理を行うべきである。

そのため、被告が目標責任不達成を理由に原告を解雇することは、目標責任の定めに従わず、法的根拠もない。そのため、解雇は違法であり、原告が違法労働契約解除に対する経済補償金を求める理由は正当であり、当法廷はこれに支持する。

事件番号(2021)京 0108 民初 56203 号

C. 【実務上の留意点】

本稿 2 (1) の I グループと同様に具体的な制度にもとづいて減給を行った事例です。この事例のように、他の事例でも賃金 50%カットが必ず適法になるかは不明ですが、中国の裁判所は企業の人事評価制度の裁量をかなり尊重していることが分かります。もっとも、中国の裁判所は解雇を有効と判断することについては慎重で、減給で対応が可能であれば解雇をする前に減給を選ぶように判断しています。

民主的手続きによる制度が導入され評価制度の運用が適正であれば大幅な減給も適法となる可能性があります。

(3)副総経理に対する降格・減給が有効とされた事例

副総経理に対する降格・減給が有効と判断された事例をご紹介します。

A. 【事例】

原告は 2007 年 7 月 1 日入社し、副総経理の仕事をしていました。労働契約には、被告は実際の状況と労働者の総合的な素質に応じて、労働者の職位、勤務場所を調整し、労働者はそれに従い、会社が決めた職務職責および要求に基づいて業務を遂行しなければならないと定めていました。また、定款には、董事会の権限は、総経理、副総経理及びその他高級管理者を選任・解任及びその報酬などを決めると定めていました。

2015 年 6 月 9 日、被告の調査委員会が調査報告書を提出し、当該副総経理が担当し

た取引先の与信枠が大きく超え、また、接待費用も大きく予算を超えて、会社に損失をもたらしたことが明らかになりました。これらを理由として、被告は、原告が総経理から部長に降格するという処分案を出しました。

同年 7 月 9 日、被告は臨時董事会を開き、決議を行いました。内容は①降格を許可し、営業本部統括部長に降格する②減給を行うというものでした。原告は、その後退職し、2015 年 7 月 1 日～2016 年 3 月 31 日までの差額賃金の支給を請求し、かつ経済補償金も請求しました。

B. 【結論・理由】総経理に対する降格・減給は有効

一審と二審は以下の通り判断しました。

原告は副総経理であり、一般労働者と違って、被告は定款に基づいて解任、降格等の職位調整を行うことは会社の内部管理事務であり、公司法に違反しない。

また、実際の経営状況に応じて、副総経理から、統括部長に降格し、給与もそれにに応じて調整することは労働契約に違反しておらず、また、原告は実際に変更後の労働契約を異議なく一か月以上履行している。以上から、裁判所は差額賃金の支払いを認めない。

事件番号(2017)浜 01 民終 2153 号

C. 【実務上の留意点】

副総経理については董事会決議により任命・解任をすることができた事例であるため、降格や減給についても会社の裁量を認めたものと思われます。総経理や副総経理の降格や減給に関する裁判例は件数が比較的多いのですが、地位の特殊性・職責の重さから他の従業員に比べて会社の裁量を認めて降格・減給を適法と判断している事例が多いです。

(4)管理職から一般従業員への降格が有効とされた事例

A. 【事例】

原告は 2011 年 3 月 14 日に珠海にある被告に入社し、2015 年 12 月 1 日に原告をリザーバー製造部門のチームリーダーに任命しました。また、被告と原告は、2016 年 2 月 20 日、契約期間：2016 年 3 月 14 日～2021 年 3 月 13 日、職種：マネージャーとする雇用契約を締結しました。2019 年 12 月、被告は原告の職位を調整し、原告を管理職から一般従業員に調整し（降格）、職位調整後の給与は同じとしました。

被告は組織再編により、原告の特性に合わせて調整をしたものであると主張しました。職務調整後の給与水準は基本的に元の職位と同等でしたが、原告は、管理職としての地位が無くなり、職務内容が大幅に変更されたと考え、職位調整に同意せず、人間としての尊厳を侮辱されたと考えていると主張しました。2020 年 1 月、原告は、会社が本人の同意なく管理職から一般従業員に異動させたことを理由に、会社に退職願を提出し、経済補償金を請求しました。

B. 【一審・二審判決の結論・理由】 会社が原告の職位を調整したことは、雇用自主権の合法的な行使であり適法である（会社勝訴）。

広東省高級人民法院と広東省労働人事紛争仲裁委員会による、労働人事紛争案件を審理する際のいくつかの問題に関する座談会議事録第 22 条^{※3}は、「使用者が労働者の職位を調整すると同時に以下の状況に該当する場合、使用者は合法的に雇用自主権を行使したとみなされ、労働者は使用者が無断で職位を調整したことを理由に経済補償金を請求できない」と規定している。(1)労働者の職位の調整が使用者の生産・運営に必要である、(2)職位調整後の労働者の給与水準が基本的に元の位置と同等である、(3)侮辱的・懲罰的でない、(4)その他法令に反する事情がない場合、労働者は契約を解除して経済補償金を使用者に要求してはならない。

この事件では、職位調整後の労働者の給与水準が基本的に元の地位と同等であること、原告に関する職位調整は会社の組織構造の再編によるものであること、会社による原告の職位調整が原告の人格的尊厳を侮辱したという証拠は存在しないことから、裁判所は原告の請求を認めない。

したがって、会社が原告の職位を調整した（降格）行為は、合法的な雇用自主権の行使であり、会社が原告の職位を調整したことが法律に違反するため経済補償金を支払うべきであるという原告の主張は、法的根拠がなく、支持しないと判断した。

事件番号（2021）越民生第 2633 号

C. 【実務上の留意点】

役職の降格が有効と認められた事例です。この事例は広東省の事例ですが、多くの裁判例で、この裁判例の通り、(1)労働者の職位の調整が使用者の生産・運営に必要である、(2)職位調整後の労働者の給与水準が基本的に元の位置と同等である(3)侮辱的・懲罰的でない(4)その他法令に反する事情がない場合、降格を有効と判断しております。役職に応じた働きぶりがなく、改善が見られない場合、対象従業員の同意が無くとも、一定の条件を満たせば役職の降格は有効となります。日系企業においても参考になるかと思われます。

3. まとめ

- 最高人民法院の解釈によれば、民主的手続きを経て定められ、法令に違反しない規則制度は、労使間の権利義務を決定する基準となります。裁判例でも、適切な評価制度

^{※3} 《广东省高级人民法院、广东省劳动人事争议仲裁委员会关于审理劳动人事争议案件若干问题的座谈会纪要》第 22 条规定：“用人单位调整劳动者工作岗位，同时符合以下情形的，视为用人单位合法行使用工自主权，劳动者以用人单位擅自调整其工作岗位为由要求解除劳动合同并请求用人单位支付经济补偿的，不予支持：（1）调整劳动者工作岗位是用人单位生产经营的需要；（2）调整工作岗位后劳动者的工资水平与原岗位基本相当；（3）不具有侮辱性和惩罚性；（4）无其他违反法律法规的情形。”

や手続きを踏んだ降格・減給が有効と認められています。実務上は、会社が合理的な評価制度や規則を整備し、民主的手続きを通じて導入することが重要です。

- 総経理、副総経理など高級管理職については董事会決議により任命・解任をすることができる事例が多いため、地位の特殊性・職責の重さから他の従業員に比べて比較的公司の裁量を認めて降格・減給を適法と判断している事例が多いです。
- 多くの裁判例で(1)労働者の職位の調整が使用者の生産・運営に必要である、(2)職位調整後の労働者の給与水準が基本的に元の位置と同等である(3)侮辱的・懲罰的でない(4)その他法令に反する事情がない場合、降格を有効と判断しております。役職に応じた働きぶりがなく、改善が見られない場合、対象従業員の同意が無くとも、一定の条件を満たせば役職の降格は有効となります。

以上、ご参考になりましたら幸いです。

Profile

上海蘭璽人材諮詢公司

上海蘭璽人材諮詢公司（Shanghai Lancy Human Resources Consulting Co., Ltd.）は、マイツグループ傘下で運営され、上海マイツが過半数を出資していることから、マイツグループの豊富なノウハウと実績を活かしたサポートを提供しております。

当社は、企業の組織マネジメントの改善や人事制度の策定、労務・法務顧問としての役割を担い、ストライキ対応や社内規程の見直し・整備など、多岐にわたる労務および法務トラブルへの対応を行っています。中国が安定成長期に移行した現在、労働市場の変化に伴い、人事労務問題の重要性はさらに増しており、企業のリスク管理が不可欠です。

上海蘭璽人材諮詢公司是、マイツグループの一員として、会計業務を含む人事労務・法務の相談までワンストップで対応できる体制を整え、クライアント企業が直面するさまざまな課題に対し、包括的なサポートを提供しています。



向井 蘭

上海邁伊茲蘭璽人材諮詢有限公司 総経理

2003 年日本弁護士登録。杜若法律事務所パートナー弁護士。日本では、一貫して使用者側で労働事件に取り組み、団体交渉、ストライキ等労働組合対応から解雇未払い残業代等の個別労使紛争まで取り扱う。週刊ダイヤモンドの「頼れる使用者側労働弁護士 20 名」に選ばれた実績を持つ。2014 年から上海に居住し、現在、中国労働法にも取り組む。リストラ、ストライキ対応を得意とする。マイツグループと共同出資により上海邁伊茲蘭璽人材諮詢有限公司設立、現在同社総経理。日系企業の労務問題の対応に当たる。

国家級開発区・天津西青経済技術開発区（XEDA）

Xiqing Economic -Technological Development Area in Tianjin（XEDA）ご案内

天津西青経済技術開発区 日本事務所
事務所 HP：www.xeda-japan.com

天津市 - 日系企業が中国北方進出の最強の候補地の一つ

天津は中国の四大直轄市の一つで、渤海経済圏および京津冀（北京・天津・河北省）協同発展国家戦略という重要な戦略の交差点に位置し、中国北方で最も経済活力のある地域の一つだ。北京、天津、河北省の経済総生産額は 10 兆元以上に達する。北京・天津・河北都市集積には北京、天津、河北省の 11 の地級市が含まれ、面積は 21 万 6,000 平方キロメートル、2022 年末時点の常住人口は 1 億 1,000 万人で、中国北方最大の市場になっている。

特に、天津は日本との交流の歴史が長く、日本の神戸とは 1973 年に正式に友好都市関係を樹立した。これは中日間および中国と外国の間で締結された初めての友好都市である。今も日系企業が最も集中している都市の一つであり、日系企業が北方に進出するときに、最も有力な候補地の一つと言える。



西青経済技術開発区 - 天津市経済発展の「エンジン」

西青区は天津市の環城四区の一つで、面積は 565.36 平方キロメートル、区政府は楊柳青鎮に位置する。12 の街鎮を管轄し、常住人口は約 120 万人である。昨年、西青区の地方生産高は 1,000 億元という歴史的な大台を超え、右肩上がりの成長で遂に 1,004 億元に達した。

天津市の経済大区と製造業強区として、近年、西青区では集積回路、ICV、バイオ医薬、

自動車と新エネルギー車、ハイエンド装備製造などの 5 つ重点産業チェーンを育成している。また、国家級 ICV 先導区、全国電子情報産業基地、商務部が命名した自動車部品基地もある。

西青開発区^{※1}は 1992 年に設立された国家級経済技術開発区で、総計画面積は約 150 平方キロメートルで、そのうち既に開発された地域は約 30 平方キロメートルにも及ぶ。現在、半導体産業パーク、デジタル経済産業パーク、自動車部品パークなど特色ある園区を開発し、「一区十一園」の総体的な構造を形成している。



1. 立地条件の優位性

天津は渤海に面し、「一带一路」の重要な拠点である。日韓とは海を隔てて向かい合い、海路を西に進むと中央アジア、ヨーロッパに繋がる。西青開発区は天津市中心城区の南部に位置し、天津市の政治文化の中心からわずか 6 キロメートルの距離だ。また、天津の中心城区及び市内の各鉄道、海運、航空のハブと密接に連結している。

西青開発区は天津南駅に近く、天津駅、天津西駅などの鉄道ハブとも繋がっており、陸上交通が非常に発達している。海上輸送に関しては、天津港は国内の 14 の省、市、自治区および 200 以上の国と地域に影響を与え、東京、横浜などの日本の重要な港にも通じている。航空に関しては、天津濱海国際空港は天津の重要な航空ハブであり、161 の航路を持ち世界中の 120 の都市と繋がっている。その中には日本の東京、名古屋なども含まれる。現在、濱海国際空港では T3 プロジェクトを計画しており、2029 年に全体が完成する予定で、年間旅客取扱量は 5,500 万人に達する見込みだ。

2. 産業基盤

西青は天津市の経済大区である。2023 年の西青区の域内総生産は 1,000 億元を超え、財政収入は 70 億元で、主要な経済指標において天津市各区の上位に位置している。西青開発区は西青区経済のエンジンであり、屋台骨として、現在までに 40 以上の国と地域からの企業が西青に進出している。企業総数は 6,131 社、投資総額は 357.9 億元に達している。西青開発区内には土地、工業用建物、オフィス研究開発ビルなどの資源が豊富で、企業の様々な経営ニーズに応えている。

^{※1} 正式名称は、西青経済技術開発区。以下、「西青開発区」と略す。



3. 人材資源

天津市の常住人口は約 1,400 万人、市内には 56 の大学および専門学校があり、2023 年の新卒者は 20 万人以上である。天津市は近年、天開高等教育科学技術パークの戦略計画を展開している。その西側の拡張区が西青区内に位置し、産学連携の推進を通じて研究プロジェクトと人材の集積を続けている。西青開発区は天津大学城に隣接しており、市内の各高等教育区間の交通が便利で、大学プロジェクトと人材資源が集まっている。



4. 居住環境

西青開發区は天津中心城区に隣接しており、商業施設などの生活インフラも整っている。例えば、西青区の三大商圈の一つである梅江商圈は西青開發区に位置し、イオンやサムズクラブなどの商業施設も充実している。また、地下鉄 7 号線が西青開發区の主要なエリアを通過しているので、住民や従業員の通勤は非常に便利である。

5. 文化的雰囲気

西青区には 1800 年以上の建城の歴史があり、「文があり武があり花の香りがある」と称される文化名刺がある。世界遺産にも登録されている京杭大運河がこの地を流れ、中国四大木版年画の一つである楊柳青年画も西青で発祥した。また、西青区は天津市の重要な自然の宝庫であり、多くの緑に囲まれた観光スポットがある。天津美術学院、天津音楽学院の拡大プロジェクトにより西青に芸術の礎を築き上げ、そこから 2 万人以上の芸術系学生がこのエリアに集まり、西青の芸術的な雰囲気を一層際立たせている。

6. 中国北方で日系企業が最も集中しているエリアの一つ

西青、この活気に満ちた土地は、日本企業とは切っても切れない縁を結んでいる。西青開発区は 92 年の設立以来、累計約 150 社の日系企業が進出している。中国における日系企業の重要な集積地の一つとして、中日双方の互惠関係を築き、双方でウィンウィンの関係を生み出し、共同で発展の過程を経験してきた。

中国では「水を飲むときに、井戸を掘ってくれた人のご恩を忘れてはならぬ」という諺がある。この諺通り、かつて西青区の建設と発展に貢献し、共に汗を流してきた日系企業西青会社のみなさんは、西青人民にとって、とても懐かしい古い友人であり、よいパートナーであり、忘れがたい無二の友である。私たちはこの友情を大切にしたいと思うので、中国唯一の日系企業卒業総経理 OB 会を 2009 年から 14 回にわたり続けて開催し、友情を育んできた。今後も、私たちはこのような恒例を続け、旧知の友人として交流を深めたいと考えている。

以上

Profile

天津西青経済技術開発区 日本事務所

天津西青経済技術開発区（英語略は“XEDA”）は 2012 年に東京事務所を開設し、日本企業の進出サポート等を実施しております。コロナで一時的に閉鎖しましたが、2024 年 7 月に再開しました。

日本事務所は進出のサポート及び事後のアフターサービスまでご対応致します。また、企業間の交流、ビジネスマッチングなど、あらゆるビジネスサポートをご提供します。どうぞお気軽にご質問・ご相談をお寄せください。



慕鵬 MUPENG

天津西青経済技術開発区日本事務所 代表

2011 年 天津外国語大学 日本語科卒業 / 天津西青開発区に入社

2012 年 天津西青開発区 日本事務所に駐在開始

2018 年 - 2020 年 早稲田大学大学院経営管理研究科(MBA)

【お問い合わせ】日本事務所 代表 慕鵬 ✉：mupeng@xeda.com.cn
事務所 HP：wwwxeda-japan.com

みずほフィナンシャルグループ

チャイナビジネス関連レポート

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	24 年 10 月号(2024/9/30) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0179-XF-0105.pdf 24 年 11 月号(2024/10/28) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0180-XF-0105.pdf 24 年 12 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	定年引き上げで中国の潜在成長率は上昇(2024/10/2) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as241002.pdf 中国は「バズーカ」を放ったのか(2024/11/13) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as241113.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.125 デジタル銀行による金融包摂～フィリピン民間第 1 号デジタル銀行より～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_august.pdf Vol.126 米国大統領選挙が内外に与える影響 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_september.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 740 号(2024/10/23) 上海市政府、耐久消費財買い替えの一層促進に実施案を公表。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0794-XF-0105.pdf 第 741 号(2024/11/19) 上海市政府、虹橋商務区の貿易機能強化に関する措置を公表。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0795-XF-0105.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 145 号(2024/8/1) 内需は勢いを欠き 4~6 月期成長率は減速 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0145-XF-0105.pdf 第 146 号(2024/10/31) 7-9 月期は内需減速を外需がカバー https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0146-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2024/10/21) 24 年 9 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/others/R425-0096-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2024/11/21) 24 年 10 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/others/R425-0097-XF-0103.pdf

みずほフィナンシャルグループ

みずほのビジネスネットワーク

お問い合わせ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン

✉ : china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL: 03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL: 852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL: 886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL: 886-4-2374-6300

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL: 886-7-230-6800

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL: 86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL: 86-592-239-5571

みずほ銀行（中国）有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL: 86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、B棟6階
TEL: 86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL: 86-10-6525-1888

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL: 86-755-8282-9000

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
申貿大廈大廈23階、24階-A
TEL: 86-411-8360-2543

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL: 86-27-8342-5000

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
無錫科技創業園B区8階
TEL: 85-510-8522-3939

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL: 86-20-3815-0888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
TEL: 86-551-6380-0690

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL: 86-532-8097-0001

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL: 86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL: 86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL: 86-512-6733-6888

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮公樓8階
TEL: 86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL: 86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號
K11Atelier14-15楼
TEL: 852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號
K11Atelier13楼
TEL: 852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。